

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2024.11.13

三菱UFJ 外国債券オープン

追加型投信／海外／債券／インデックス型

この目論見書により行う「三菱UFJ 外国債券オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月12日に関東財務局長に提出しており、2024年11月13日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	1
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	30
第3【ファンドの経理状況】	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	76
第三部【委託会社等の情報】	77
第1【委託会社等の概況】	77
約款	109

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三菱UFJ 外国債券オープン（「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.1%（税抜1%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2024年11月13日から2025年11月11日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））に連動する投資成果を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ()
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を除く)	ファンド	()	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・	なし		
中小型株	年6回	北米			オブ・	
債券	(隔月)	欧州	ファンズ		その他	ロング・
一般	年12回	アジア			(FTSE世	ショート型/
公債	(毎月)	オセアニア			界国債インデ	絶対収益
社債	日々	中南米			ックス(除く	追求型
その他債券	その他	アフリカ			日本、円換算	その他 ()
クレジット	()	中近東			ベース))	
属性		(中東)				
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 一般 ク						
レジット属性(高						

格付債))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMMF をいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMR F をいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいい
------	----	----	------------------------------

資産			ます。	
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。	
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	債券	一般		次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債		信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債		信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券		信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性		目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
		不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	

	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

日本を除く世界各国の公社債を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界各国の国債の指標であるFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。

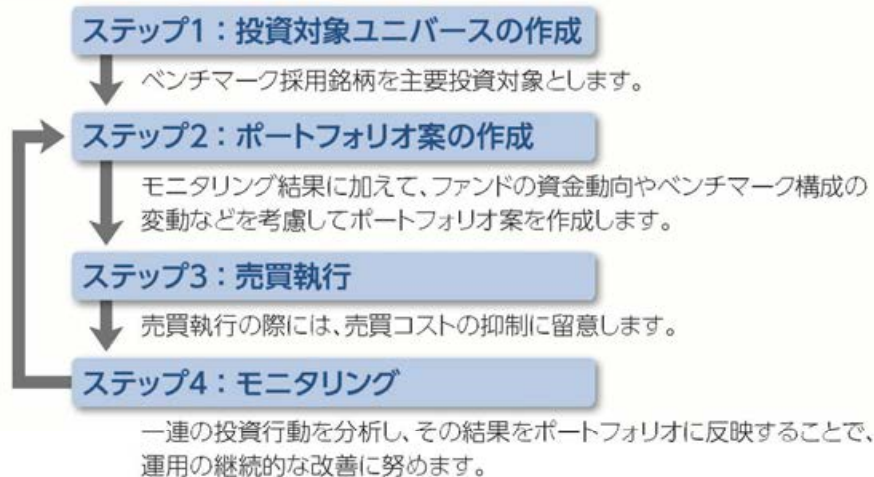
ファンドの特色



日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

- 運用にあたっては、外国債券インデックスマザーファンドを主要投資対象とします。なお、公社債、短期金融商品に直接投資することもできます。株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りします。

<運用プロセスのイメージ>



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色2

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとします。
- ファンドが連動をめざすFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は日本を除く世界主要国の国債(投資適格債)のみを対象としており、したがってファンドは日本を除く世界各国の公社債の中から投資適格債を実質的な主要投資対象として運用を行います。

FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

<長期信用格付けについて>

	信用力									
	投資適格格付け				投機的格付け					
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	—
S&P	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D

ムーディーズ・インバスターズ・サービス(Moody's)のAaからCaaまでの格付けには「1,2,3」、S&Pグローバル・レーティング(S&P)のAAからCCCまでの格付けには「+,-」という付加記号を省略して表示しています。

- 長期信用格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

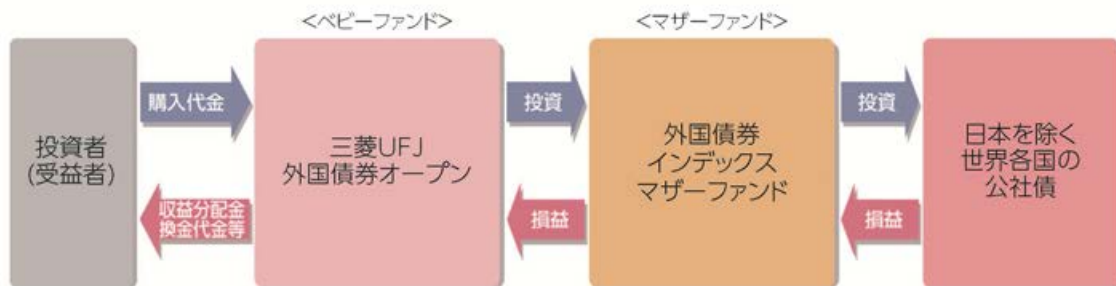
特色3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。
- 市況動向とは、天災地変・テロ・戦争等による市場の急変時等を想定しています。

■ファンドの仕組み

運用は主に外国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- 年1回の決算時(8月10日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として、配当等収益の水準を考慮して分配します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

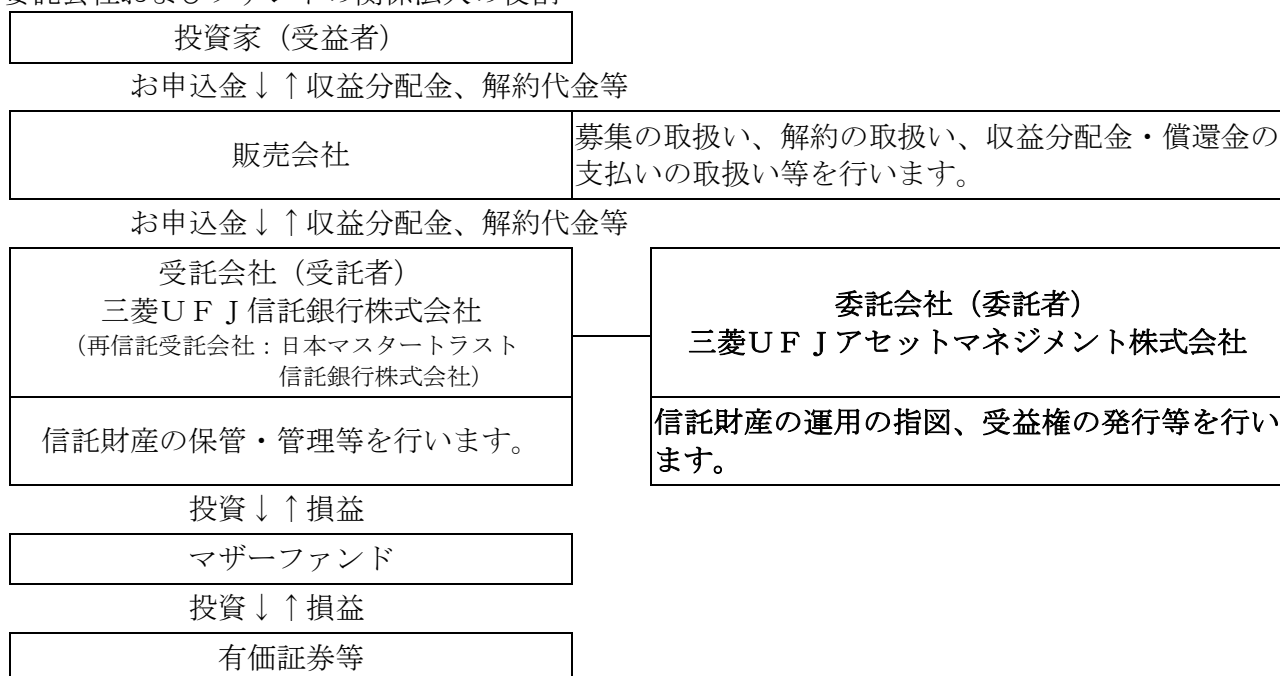
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2000年8月18日	設定日、信託契約締結、運用開始
2004年10月1日	ファンドの名称を「東京三菱 外国債券オープン」から「三菱 外国債券オープン」に変更
2005年10月1日	ファンドの名称を「三菱 外国債券オープン」から「三菱UFJ 外国債券オープン」に変更
2021年5月11日	ファンドの投資対象に「外国債券インデックスマザーファンド」を追加
2021年11月10日	ファンドの投資対象から「三菱UFJ 外国債券マザーファンド」を削除

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2024年8月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日

- ・資本金
2,000 百万円
- ・沿革
1997 年 5 月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015 年 7 月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
2023 年 10 月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581 株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））に連動する投資成果を目指して運用を行います。

また、公社債、短期金融商品に直接投資することもできます。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りません。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りません。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された外国債券インデックスマザーファンド受益証券（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）のほか、次に掲げるものとしします。

1. 転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 11. の証券または証書の性質を有するもの
 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券
 14. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で 21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに 12. および 17. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券ならびに 12. および 17. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および 14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとしします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で 5. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<外国債券インデックスマザーファンドの概要>

(基本方針)

この投資信託は、F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

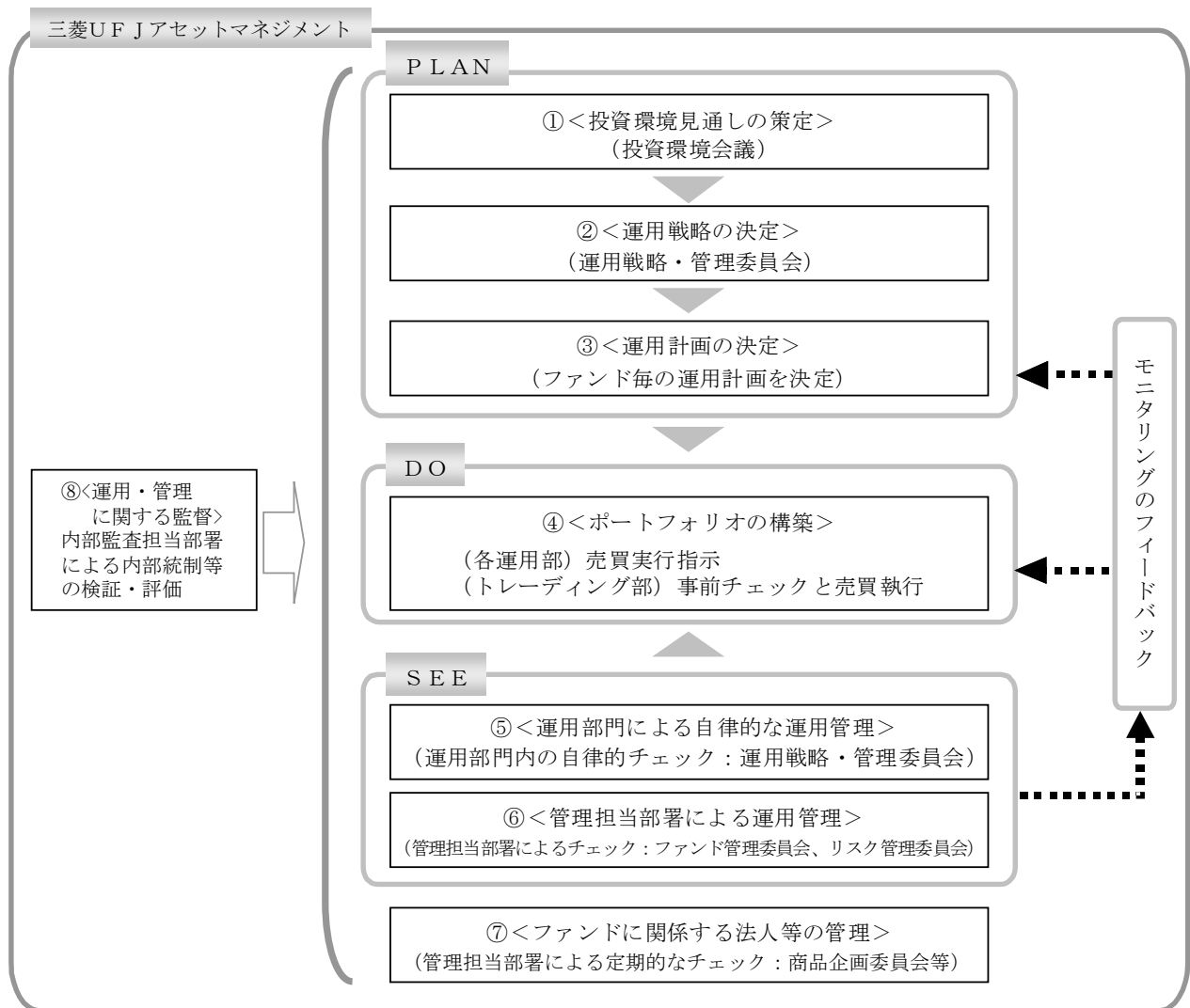
⑨スワップ取引を行うことができます。

⑩外国為替予約取引を行うことができます。

⑪デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑫外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

(3)【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部

署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

①分配対象収益等の範囲

経費控除後の利息・配当収入および売買益等の全額とします。

②分配対象収益等についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.、②、③、④において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の転換社債等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債

であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものをいいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑧外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

c. b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

⑪投資する株式等の範囲

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b. a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭公社債の空売り

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑰信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則とし

て、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当

する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入等による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

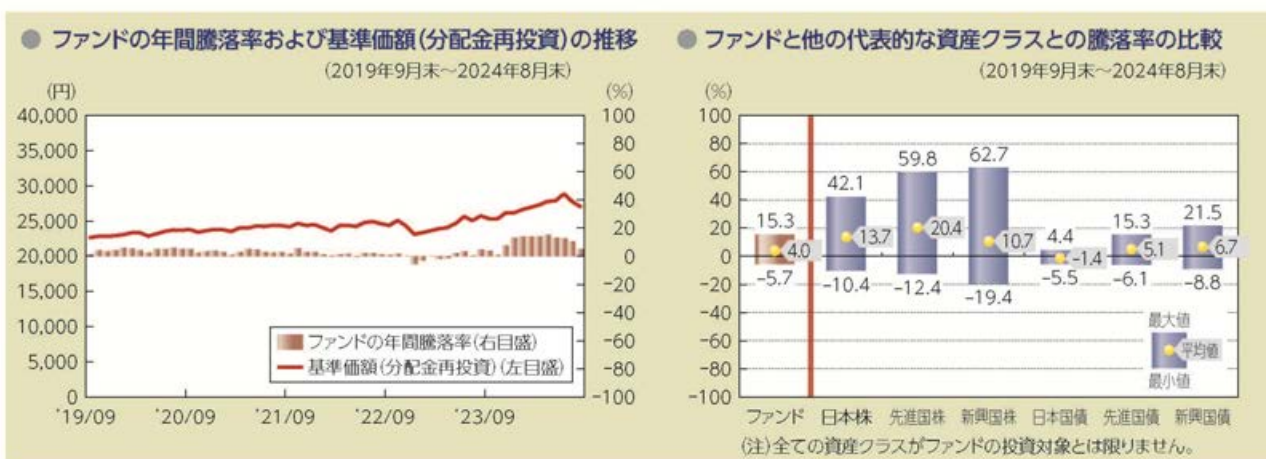
③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.1%（税抜 1%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の 0.07%）が差し引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.825%（税抜 0.75%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.35%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.35%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うと当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2024 年 8 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2023年8月11日～2024年8月13日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.83%	0.82%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【三菱UFJ 外国債券オープン】

(1) 【投資状況】

2024年8月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,084,575,054	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	208,939	0.01
純資産総額		2,084,783,993	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	791,590,740	2.6517	2,099,061,166	2.6334	2,084,575,054	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2024年8月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.99

合計	99.99
----	-------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間末日 (2015年8月10日)	4,598,045,550	4,659,572,635	14,946	15,146
第16計算期間末日 (2016年8月10日)	3,927,457,533	3,973,969,152	12,666	12,816
第17計算期間末日 (2017年8月10日)	3,788,003,577	3,830,277,051	13,441	13,591
第18計算期間末日 (2018年8月10日)	3,580,789,495	3,621,966,827	13,044	13,194
第19計算期間末日 (2019年8月13日)	2,859,815,253	2,892,645,009	13,067	13,217
第20計算期間末日 (2020年8月11日)	2,863,730,930	2,894,501,690	13,960	14,110
第21計算期間末日 (2021年8月10日)	2,569,729,343	2,587,905,317	14,138	14,238
第22計算期間末日 (2022年8月10日)	2,263,925,689	2,287,679,403	14,296	14,446
第23計算期間末日 (2023年8月10日)	2,219,943,434	2,250,771,885	14,402	14,602
第24計算期間末日 (2024年8月13日)	2,070,552,545	2,104,730,587	15,145	15,395
2023年8月末日	2,261,827,077	—	14,546	—
9月末日	2,225,327,514	—	14,319	—
10月末日	2,187,258,888	—	14,296	—
11月末日	2,222,658,356	—	14,786	—
12月末日	2,136,151,322	—	14,792	—
2024年1月末日	2,146,156,569	—	15,044	—
2月末日	2,142,429,549	—	15,231	—
3月末日	2,152,351,559	—	15,415	—
4月末日	2,185,139,094	—	15,692	—
5月末日	2,189,447,569	—	15,767	—
6月末日	2,257,001,147	—	16,307	—
7月末日	2,148,335,386	—	15,695	—

8 月末日	2, 084, 783, 993	—	15, 034	—
-------	------------------	---	---------	---

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 15 計算期間	200 円
第 16 計算期間	150 円
第 17 計算期間	150 円
第 18 計算期間	150 円
第 19 計算期間	150 円
第 20 計算期間	150 円
第 21 計算期間	100 円
第 22 計算期間	150 円
第 23 計算期間	200 円
第 24 計算期間	250 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 15 計算期間	12. 88
第 16 計算期間	△14. 25
第 17 計算期間	7. 30
第 18 計算期間	△1. 83
第 19 計算期間	1. 32
第 20 計算期間	7. 98
第 21 計算期間	1. 99
第 22 計算期間	2. 17
第 23 計算期間	2. 14
第 24 計算期間	6. 89

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 15 計算期間	462, 614, 217	727, 370, 178	3, 076, 354, 297
第 16 計算期間	405, 636, 981	381, 216, 664	3, 100, 774, 614
第 17 計算期間	343, 217, 420	625, 760, 386	2, 818, 231, 648
第 18 計算期間	289, 667, 233	362, 743, 358	2, 745, 155, 523
第 19 計算期間	255, 156, 421	811, 661, 518	2, 188, 650, 426
第 20 計算期間	264, 749, 509	402, 015, 889	2, 051, 384, 046
第 21 計算期間	192, 243, 207	426, 029, 835	1, 817, 597, 418
第 22 計算期間	154, 408, 776	388, 425, 202	1, 583, 580, 992

第 23 計算期間	143,901,793	186,060,208	1,541,422,577
第 24 計算期間	110,811,473	285,112,346	1,367,121,704

(参考)

外国債券インデックスマザーファンド

投資状況

2024年8月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	296,815,218,004	46.11
	中国	66,456,740,070	10.32
	フランス	48,208,133,953	7.49
	イタリア	44,356,978,462	6.89
	ドイツ	37,600,536,678	5.84
	イギリス	34,158,462,690	5.31
	スペイン	30,044,021,817	4.67
	カナダ	12,733,943,258	1.98
	ベルギー	10,269,225,214	1.60
	オランダ	8,732,791,486	1.36
	オーストラリア	8,306,279,942	1.29
	オーストリア	7,388,814,385	1.15
	メキシコ	4,411,819,843	0.69
	マレーシア	3,299,005,174	0.51
	フィンランド	3,169,563,515	0.49
	アイルランド	3,163,614,389	0.49
	ポーランド	3,118,527,392	0.48
	シンガポール	2,544,644,387	0.40
	イスラエル	2,003,595,066	0.31
	ニュージーランド	1,581,947,870	0.25
デンマーク	1,570,482,682	0.24	
スウェーデン	1,010,760,986	0.16	
ノルウェー	990,861,548	0.15	
	小計	631,935,968,811	98.17
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	11,776,296,210	1.83
純資産総額		643,712,265,021	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2024年8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限(年/月/日)	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 340215	25,150,000	13,906.77	3,497,554,692	14,625.93	3,678,421,690	4.000000	2034/2/15	0.57
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 310815	25,390,000	11,710.71	2,973,350,156	12,258.50	3,112,435,129	1.250000	2031/8/15	0.48
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 331115	19,430,000	14,465.29	2,810,606,583	15,193.53	2,952,104,021	4.500000	2033/11/15	0.46
アメリカ	国債証券	4.625 T-NOTE 260228	19,800,000	14,406.75	2,852,536,818	14,589.44	2,888,710,779	4.625000	2026/2/28	0.45
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 310515	21,540,000	12,109.97	2,608,489,157	12,653.59	2,725,584,774	1.625000	2031/5/15	0.42
アメリカ	国債証券	4.625 T-NOTE 270615	18,100,000	14,683.94	2,657,793,502	14,805.80	2,679,849,800	4.625000	2027/6/15	0.42
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 330815	18,320,000	13,786.26	2,525,642,992	14,501.49	2,656,673,668	3.875000	2033/8/15	0.41
アメリカ	国債証券	2.375 T-NOTE 270515	18,570,000	13,565.76	2,519,163,324	13,949.16	2,590,359,175	2.375000	2027/5/15	0.40
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	21,210,000	11,560.83	2,452,052,467	12,202.79	2,588,212,568	0.875000	2030/11/15	0.40
アメリカ	国債証券	4.375 T-NOTE 340515	16,780,000	14,723.18	2,470,550,057	15,063.72	2,527,693,053	4.375000	2034/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 290815	19,050,000	12,819.95	2,442,201,415	13,142.29	2,503,607,560	1.625000	2029/8/15	0.39
アメリカ	国債証券	1.375 T-NOTE 311115	20,320,000	11,625.85	2,362,373,973	12,294.42	2,498,227,160	1.375000	2031/11/15	0.39
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 330215	16,990,000	13,428.75	2,281,546,213	14,134.12	2,401,387,037	3.500000	2033/2/15	0.37
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 321115	16,070,000	14,089.71	2,264,217,813	14,798.44	2,378,110,418	4.125000	2032/11/15	0.37
アメリカ	国債証券	3.375 T-NOTE 330515	16,800,000	13,270.50	2,229,444,868	13,982.25	2,349,018,000	3.375000	2033/5/15	0.36
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 320815	17,340,000	12,738.15	2,208,796,560	13,435.29	2,329,679,388	2.750000	2032/8/15	0.36
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 320515	17,030,000	12,900.77	2,197,001,982	13,591.12	2,314,567,785	2.875000	2032/5/15	0.36
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	18,620,000	11,749.13	2,187,688,288	12,343.06	2,298,279,414	1.125000	2031/2/15	0.36
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 320215	16,860,000	12,010.19	2,024,919,446	12,687.25	2,139,070,622	1.875000	2032/2/15	0.33
アメリカ	国債証券	4.625 T-NOTE 290430	14,050,000	14,656.05	2,059,175,845	15,047.32	2,114,148,726	4.625000	2029/4/30	0.33
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 300815	17,350,000	11,442.02	1,985,191,871	12,088.82	2,097,410,320	0.625000	2030/8/15	0.33
アメリカ	国債証券	3.125 T-NOTE 281115	14,380,000	13,649.90	1,962,855,965	14,139.21	2,033,218,523	3.125000	2028/11/15	0.32
アメリカ	国債証券	4.25 T-NOTE 251231	13,580,000	14,315.96	1,944,108,563	14,492.44	1,968,073,871	4.250000	2025/12/31	0.31
アメリカ	国債証券	4.25 T-BOND 540215	13,340,000	13,559.86	1,808,885,842	14,680.23	1,958,342,839	4.250000	2054/2/15	0.30
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 280831	14,930,000	12,555.85	1,874,589,782	13,091.39	1,954,544,613	1.125000	2028/8/31	0.30
アメリカ	国債証券	4.25 T-NOTE 260131	13,390,000	14,341.94	1,920,386,152	14,504.03	1,942,090,837	4.250000	2026/1/31	0.30
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 270415	13,000,000	14,409.86	1,873,282,125	14,731.13	1,915,047,875	4.500000	2027/4/15	0.30
アメリカ	国債証券	0.75 T-NOTE 260331	13,590,000	13,415.21	1,823,127,159	13,750.90	1,868,748,588	0.750000	2026/3/31	0.29

アメリカ	国債証券	1.5 T-NOTE 270131	13,540,000	13,304.91	1,801,485,371	13,708.48	1,856,129,207	1.500000	2027/1/31	0.29
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 270515	12,500,000	14,463.34	1,807,918,500	14,739.05	1,842,382,022	4.500000	2027/5/15	0.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年 8月 30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.17
合計	98.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

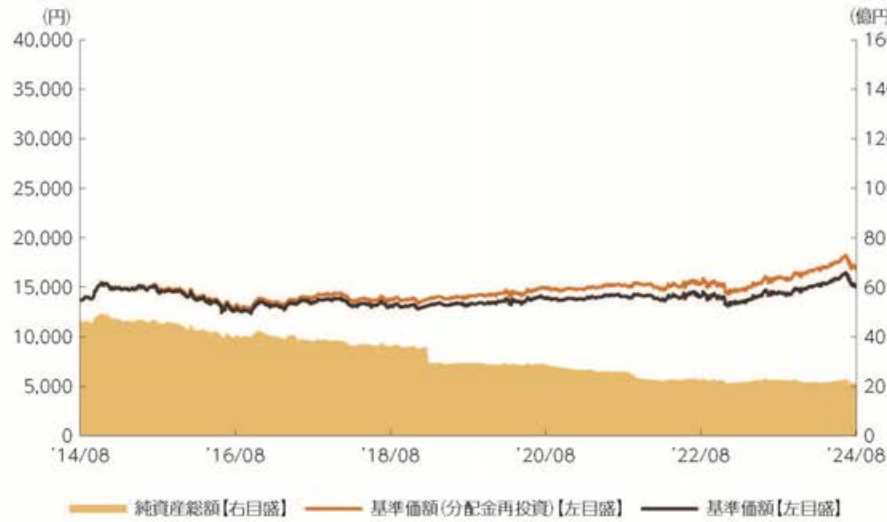
《参考情報》



運用実績

2024年8月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2014年8月29日～2024年8月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	15,034円
純資産総額	20.8億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年 8月	250円
2023年 8月	200円
2022年 8月	150円
2021年 8月	100円
2020年 8月	150円
2019年 8月	150円
設定来累計	7,600円

•分配金は1万口当たり、税引前

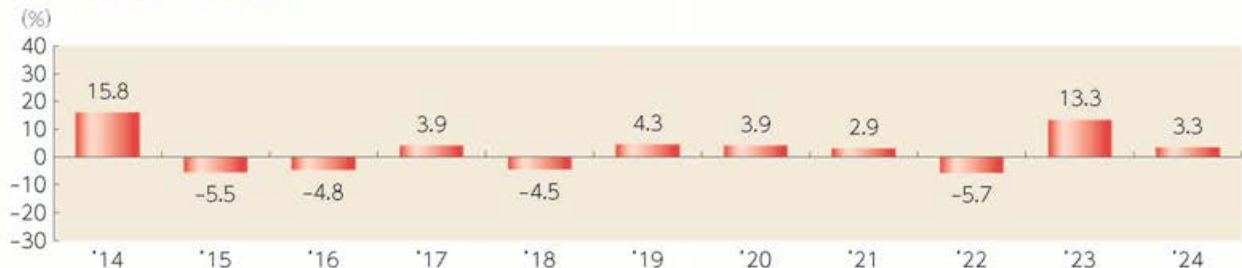
■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 アメリカドル	47.2%
2 ユーロ	30.4%
3 中国元	10.5%
4 イギリスポンド	5.4%
5 カナダドル	2.0%
6 オーストラリアドル	1.3%
7 メキシコペソ	0.7%
8 ポーランドズロチ	0.5%
9 マレーシアリンギット	0.5%
10 シンガポールドル	0.4%

組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 4 T-NOTE 340215	国債	アメリカ	0.6%
2 1.25 T-NOTE 310815	国債	アメリカ	0.5%
3 4.5 T-NOTE 331115	国債	アメリカ	0.5%
4 4.625 T-NOTE 260228	国債	アメリカ	0.4%
5 1.625 T-NOTE 310515	国債	アメリカ	0.4%
6 4.625 T-NOTE 270615	国債	アメリカ	0.4%
7 3.875 T-NOTE 330815	国債	アメリカ	0.4%
8 2.375 T-NOTE 270515	国債	アメリカ	0.4%
9 0.875 T-NOTE 301115	国債	アメリカ	0.4%
10 4.375 T-NOTE 340515	国債	アメリカ	0.4%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2024年は年初から8月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×1.1%（税抜1%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切っている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

販売会社が定める単位（ただし、1万口を上回らないものとします。）

なお、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合等は1口単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.07%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（2000年8月18日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年8月11日から翌年8月10日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2023 年 8 月 11 日から 2024 年 8 月 13 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ外国債券オープン（2023年8月11日から2024年8月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ外国債券オープン（2024年8月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三菱UFJ 外国債券オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 23 期 [2023 年 8 月 10 日現在]	第 24 期 [2024 年 8 月 13 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,102,683	9,435,312
親投資信託受益証券	2,219,266,177	2,069,776,256
未収入金	30,404,024	34,587,383
未収利息	-	55
流動資産合計	2,259,772,884	2,113,799,006
資産合計	2,259,772,884	2,113,799,006
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	30,828,451	34,178,042
未払解約金	68	51
未払受託者報酬	600,062	604,555
未払委託者報酬	8,400,844	8,463,813
未払利息	25	-
流動負債合計	39,829,450	43,246,461
負債合計	39,829,450	43,246,461
純資産の部		
元本等		
元本	1,541,422,577	1,367,121,704
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	678,520,857	703,430,841
(分配準備積立金)	213,778,476	246,366,732
元本等合計	2,219,943,434	2,070,552,545
純資産合計	2,219,943,434	2,070,552,545
負債純資産合計	2,259,772,884	2,113,799,006

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 23 期 自 2022 年 8 月 11 日 至 2023 年 8 月 10 日	第 24 期 自 2023 年 8 月 11 日 至 2024 年 8 月 13 日
営業収益		
受取利息	40	2,062
有価証券売買等損益	65,149,943	164,192,304
営業収益合計	65,149,983	164,194,366
営業費用		
支払利息	2,727	519

受託者報酬	1,210,291	1,212,652
委託者報酬	16,943,946	16,977,105
営業費用合計	18,156,964	18,190,276
営業利益又は営業損失(△)	46,993,019	146,004,090
経常利益又は経常損失(△)	46,993,019	146,004,090
当期純利益又は当期純損失(△)	46,993,019	146,004,090
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△4,643,263	16,391,320
期首剰余金又は期首欠損金(△)	680,344,697	678,520,857
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,790,171	55,035,951
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,790,171	55,035,951
剰余金減少額又は欠損金増加額	79,421,842	125,560,695
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	79,421,842	125,560,695
分配金	30,828,451	34,178,042
期末剰余金又は期末欠損金(△)	678,520,857	703,430,841

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年8月10日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年8月11日から2024年8月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第23期 [2023年8月10日現在]	第24期 [2024年8月13日現在]
1. 期首元本額	1,583,580,992円	1,541,422,577円
期中追加設定元本額	143,901,793円	110,811,473円
期中一部解約元本額	186,060,208円	285,112,346円
2. 受益権の総数	1,541,422,577口	1,367,121,704口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自2022年8月11日 至2023年8月10日			第24期 自2023年8月11日 至2024年8月13日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,528,649円	費用控除後の配当等収益額	A	47,472,724円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	57,074,939円
収益調整金額	C	595,976,117円	収益調整金額	C	542,488,354円
分配準備積立金額	D	209,078,278円	分配準備積立金額	D	175,997,111円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	840,583,044円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	823,033,128円
当ファンドの期末残存口数	F	1,541,422,577口	当ファンドの期末残存口数	F	1,367,121,704口

1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,453 円
1 万口当たり分配金額	H	200 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	30,828,451 円

1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,020 円
1 万口当たり分配金額	H	250 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,178,042 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 23 期 自 2022 年 8 月 11 日 至 2023 年 8 月 10 日	第 24 期 自 2023 年 8 月 11 日 至 2024 年 8 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 23 期 [2023 年 8 月 10 日現在]	第 24 期 [2024 年 8 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 23 期 [2023 年 8 月 10 日現在]	第 24 期 [2024 年 8 月 13 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	70,464,337	148,373,630
合計	70,464,337	148,373,630

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 23 期 [2023 年 8 月 10 日現在]	第 24 期 [2024 年 8 月 13 日現在]
1口当たり純資産額	1.4402円	1.5145円
(1万口当たり純資産額)	(14,402円)	(15,145円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	780,517,481	2,069,776,256	
合計		780,517,481	2,069,776,256	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024年8月13日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	2,164,482,257
コール・ローン	4,093,727,068
国債証券	630,886,979,132
派生商品評価勘定	37,199
未収入金	1,230,799,299
未収利息	5,059,791,088
前払費用	608,704,453
流動資産合計	644,044,520,496
資産合計	644,044,520,496
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	40,484,679
未払金	4,016,550
未払解約金	464,362,413
流動負債合計	508,863,642
負債合計	508,863,642
純資産の部	
元本等	
元本	242,676,632,090
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	400,859,024,764
元本等合計	643,535,656,854
純資産合計	643,535,656,854
負債純資産合計	644,044,520,496

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年8月13日現在]
1. 期首	2023年8月11日
期首元本額	191,066,486,504円
期中追加設定元本額	77,207,813,952円

期中一部解約元本額	25,597,668,366円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定型）	277,819,291円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）	698,231,954円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（成長型）	484,147,174円
三菱UFJ 外国債券オープン	780,517,481円
三菱UFJ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	2,045,551,010円
三菱UFJ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	6,236,354,452円
三菱UFJ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金）	5,262,355,757円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型）	503,523,089円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（成長型）	93,921,258円
ファンド・マネジャー（海外債券）	337,290,425円
eMAXIS 先進国債券インデックス	6,597,696,826円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	2,397,928,273円
eMAXIS バランス（波乗り型）	204,627,641円
三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）	1,087,229,671円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	436,908,991円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）	261,673,491円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）	177,918,197円
eMAXIS Slim 先進国債券インデックス	53,833,282,436円
海外債券セレクション（ラップ向け）	3,236,840,454円
eMAXIS Slim バランス（8資産均等型）	13,243,684,688円
つみたて8資産均等バランス	6,661,608,106円
つみたて4資産均等バランス	2,530,003,125円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	5,187,693円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	3,767,982円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	686,788円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）	252,269,290円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）	175,852,565円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）	100,693,434円
三菱UFJ DC年金バランス（株式15）	813,954,031円
三菱UFJ DC年金バランス（株式40）	1,343,996,614円
三菱UFJ DC年金バランス（株式65）	2,241,140,678円
三菱UFJ DC年金インデックス（先進国債券）	2,784,583,694円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）	90,545,185円
三菱UFJ DC年金バランス（株式25）	177,955,327円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）	44,798,346円
ラップ向けインデックスf 先進国債券	3,372,322,297円
三菱UFJ DC年金バランス（株式80）	48,586,568円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	24,441,362円
アクティブアロケーションファンド（ラップ向け）	38,670,473円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）	829,371円
三菱UFJ 外国債券オープン（確定拠出年金）	3,206,366,399円
三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）	15,848,038,145円
ワールド・インカムオープン	935,284,110円
三菱UFJ DC海外債券インデックスファンド	15,387,895,384円

三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (毎月分配型)	380,424,517円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (年1回決算型)	2,460,863,027円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	1,056,472,134円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	572,028,959円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	311,722,964円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	585,411,166円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	235,742,785円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	85,645,692円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	905,557,687円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA2 (適格機関投資家限定)	8,771,419円
MUAM 世界債券オープン (適格機関投資家限定)	761,315,545円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	10,858,032円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	1,387,860,602円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	1,042,322,024円
MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	48,862,550,253円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	435,695,466円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	382,389円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	99,312円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	1,161,179,646円
アドバンスト・バランスI (FOFs用) (適格機関投資家限定)	29,343,970円
アドバンスト・バランスII (FOFs用) (適格機関投資家限定)	55,568,872円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	761,567,442円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	36,425,676円
MUKAM 外国債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	4,333,404,411円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	580,873,141円
外国債券インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	43,827,704円
海外債券インデックスファンドS	6,813,286,057円
グローバルバランスオープンV (適格機関投資家限定)	9,537,113円
MUAM グローバルバランス (退職給付信託向け) (適格機関投資家限定)	12,357,414,449円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	1,562,552円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	2,484,390円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	492,760円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	828,525円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	4,216,944円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	3,478,887円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	7,354,840円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	3,335,697円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	8,646,571円
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,746,658,316円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	186,246,494円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	523,055,521円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	431,782,148円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	183,356,465円
合計	242,676,632,090円

2. 受益権の総数	242, 676, 632, 090 口
-----------	----------------------

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023 年 8 月 11 日 至 2024 年 8 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024 年 8 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2024 年 8 月 13 日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券		16, 673, 630, 387
合計		16, 673, 630, 387

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2024年8月13日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	3,252,447,460	—	3,212,194,847	△40,252,613
	カナダドル	10,739,000	—	10,717,710	△21,290
	オーストラリアドル	9,719,600	—	9,693,840	△25,760
	イギリスポンド	30,084,480	—	30,090,272	5,792
	ユーロ	206,160,640	—	206,110,080	△50,560
	売建				
	アメリカドル	1,023,731,525	—	1,023,707,895	23,630
	カナダドル	42,866,000	—	42,865,680	320
	オーストラリアドル	29,078,700	—	29,078,040	660
	イギリスポンド	112,824,000	—	112,823,040	960
	シンガポールドル	6,674,040	—	6,674,166	△126
	マレーシアリンギット	13,220,000	—	13,239,280	△19,280
	ニュージーランドドル	8,873,600	—	8,873,290	310
	スウェーデンクローネ	5,599,200	—	5,598,720	480
	メキシコペソ	19,321,000	—	19,320,250	750
	イスラエルシェケル	7,778,480	—	7,778,180	300
	ポーランドズロチ	9,343,650	—	9,343,325	325
	中国元	133,318,900	—	133,433,950	△115,050
ユーロ	656,912,640	—	656,908,968	3,672	
合計		5,578,692,915	—	5,538,451,533	△40,447,480

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2024年8月13日現在]
1口当たり純資産額	2.6518円
(1万口当たり純資産額)	(26,518円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0.25 T-NOTE 250930	7,600,000.00	7,255,773.42	
		0.25 T-NOTE 251031	10,300,000.00	9,806,324.19	
		0.375 T-NOTE 251130	10,150,000.00	9,652,610.31	
		0.375 T-NOTE 251231	8,500,000.00	8,063,046.87	
		0.375 T-NOTE 260131	11,700,000.00	11,068,382.75	
		0.375 T-NOTE 270731	7,150,000.00	6,463,208.96	
		0.375 T-NOTE 270930	7,300,000.00	6,564,439.44	
		0.5 T-NOTE 260228	9,900,000.00	9,360,333.97	
		0.5 T-NOTE 270430	5,280,000.00	4,826,456.23	
		0.5 T-NOTE 270531	5,490,000.00	5,005,550.37	
		0.5 T-NOTE 270630	5,900,000.00	5,366,925.79	
		0.5 T-NOTE 270831	6,650,000.00	6,020,328.12	
		0.5 T-NOTE 271031	8,590,000.00	7,733,181.08	
		0.625 T-NOTE 260731	7,930,000.00	7,426,785.75	
		0.625 T-NOTE 270331	3,800,000.00	3,494,070.32	
		0.625 T-NOTE 271130	8,780,000.00	7,919,319.95	
		0.625 T-NOTE 271231	8,630,000.00	7,765,988.65	
		0.625 T-NOTE 300515	14,210,000.00	11,910,866.33	
		0.625 T-NOTE 300815	17,350,000.00	14,432,692.39	
		0.75 T-NOTE 260331	13,590,000.00	12,872,278.12	
0.75 T-NOTE 260430	9,200,000.00	8,694,718.70			

0.75 T-NOTE 260531	11,500,000.00	10,844,814.40	
0.75 T-NOTE 260831	10,100,000.00	9,462,634.75	
0.75 T-NOTE 280131	9,950,000.00	8,972,295.88	
0.875 T-NOTE 260630	8,300,000.00	7,830,693.34	
0.875 T-NOTE 260930	10,000,000.00	9,378,515.60	
0.875 T-NOTE 301115	21,210,000.00	17,813,085.93	
1 T-NOTE 280731	9,150,000.00	8,219,809.53	
1.125 T-BOND 400515	6,890,000.00	4,478,500.00	
1.125 T-BOND 400815	9,380,000.00	6,044,970.25	
1.125 T-NOTE 261031	10,450,000.00	9,829,939.42	
1.125 T-NOTE 270228	2,950,000.00	2,754,101.56	
1.125 T-NOTE 280229	9,760,000.00	8,899,518.77	
1.125 T-NOTE 280831	14,930,000.00	13,455,079.33	
1.125 T-NOTE 310215	17,120,000.00	14,544,978.05	
1.25 T-BOND 500515	10,220,000.00	5,383,464.81	
1.25 T-NOTE 261130	11,360,000.00	10,696,371.86	
1.25 T-NOTE 261231	8,200,000.00	7,711,523.45	
1.25 T-NOTE 280331	9,950,000.00	9,096,087.91	
1.25 T-NOTE 280430	9,740,000.00	8,886,608.56	
1.25 T-NOTE 280531	9,750,000.00	8,880,117.18	
1.25 T-NOTE 280630	9,680,000.00	8,800,670.34	
1.25 T-NOTE 280930	10,700,000.00	9,672,005.84	
1.25 T-NOTE 310815	25,390,000.00	21,412,398.52	
1.375 T-BOND 401115	9,910,000.00	6,602,343.95	
1.375 T-BOND 500815	11,180,000.00	6,072,137.50	
1.375 T-NOTE 260831	3,800,000.00	3,605,546.85	
1.375 T-NOTE 281031	9,050,000.00	8,210,046.87	
1.375 T-NOTE 281231	8,700,000.00	7,865,853.48	
1.375 T-NOTE 311115	20,320,000.00	17,179,528.15	
1.5 T-NOTE 260815	9,740,000.00	9,273,925.80	
1.5 T-NOTE 270131	13,540,000.00	12,781,812.94	
1.5 T-NOTE 281130	9,700,000.00	8,834,767.56	
1.5 T-NOTE 300215	9,680,000.00	8,591,567.14	
1.625 T-BOND 501115	11,410,000.00	6,617,131.48	
1.625 T-NOTE 260215	9,760,000.00	9,397,812.45	
1.625 T-NOTE 260515	10,470,000.00	10,035,658.53	

1. 625 T-NOTE 260930	5,500,000.00	5,239,072.24	
1. 625 T-NOTE 261031	3,350,000.00	3,186,033.21	
1. 625 T-NOTE 261130	3,400,000.00	3,228,273.44	
1. 625 T-NOTE 290815	19,050,000.00	17,225,367.18	
1. 625 T-NOTE 310515	20,540,000.00	17,903,899.68	
1. 75 T-BOND 410815	14,050,000.00	9,803,991.22	
1. 75 T-NOTE 261231	4,700,000.00	4,471,792.95	
1. 75 T-NOTE 290131	10,040,000.00	9,212,092.16	
1. 75 T-NOTE 291115	5,150,000.00	4,667,187.50	
1. 875 T-BOND 410215	10,700,000.00	7,716,539.11	
1. 875 T-BOND 510215	12,560,000.00	7,762,423.38	
1. 875 T-BOND 511115	11,630,000.00	7,149,269.89	
1. 875 T-NOTE 260630	5,100,000.00	4,901,976.58	
1. 875 T-NOTE 260731	5,500,000.00	5,279,355.45	
1. 875 T-NOTE 270228	9,120,000.00	8,677,181.22	
1. 875 T-NOTE 290228	7,800,000.00	7,189,101.58	
1. 875 T-NOTE 320215	16,860,000.00	14,713,642.92	
2 T-BOND 411115	10,220,000.00	7,402,314.11	
2 T-BOND 500215	8,590,000.00	5,520,417.18	
2 T-BOND 510815	12,060,000.00	7,663,988.65	
2 T-NOTE 261115	8,680,000.00	8,319,237.50	
2. 125 T-NOTE 260531	5,000,000.00	4,833,203.10	
2. 25 T-BOND 410515	9,320,000.00	7,102,313.26	
2. 25 T-BOND 460815	5,730,000.00	4,030,473.05	
2. 25 T-BOND 490815	6,950,000.00	4,749,076.15	
2. 25 T-BOND 520215	10,280,000.00	6,932,976.53	
2. 25 T-NOTE 251115	10,290,000.00	10,030,338.22	
2. 25 T-NOTE 260331	4,500,000.00	4,367,548.84	
2. 25 T-NOTE 270215	11,010,000.00	10,581,427.15	
2. 25 T-NOTE 270815	9,390,000.00	8,970,017.60	
2. 25 T-NOTE 271115	7,500,000.00	7,141,259.77	
2. 375 T-BOND 420215	8,920,000.00	6,831,117.15	
2. 375 T-BOND 491115	6,600,000.00	4,629,925.80	
2. 375 T-BOND 510515	12,850,000.00	8,946,310.57	
2. 375 T-NOTE 260430	4,000,000.00	3,886,640.64	
2. 375 T-NOTE 270515	18,570,000.00	17,846,785.58	

2.375 T-NOTE 290331	12,000,000.00	11,291,953.07	
2.375 T-NOTE 290515	8,510,000.00	7,999,233.79	
2.5 T-BOND 450215	5,050,000.00	3,796,574.24	
2.5 T-BOND 460215	5,010,000.00	3,722,860.55	
2.5 T-BOND 460515	4,210,000.00	3,119,922.46	
2.5 T-NOTE 260228	3,450,000.00	3,364,356.44	
2.5 T-NOTE 270331	7,700,000.00	7,440,425.76	
2.625 T-NOTE 251231	3,200,000.00	3,130,375.00	
2.625 T-NOTE 260131	3,900,000.00	3,813,697.25	
2.625 T-NOTE 270531	7,900,000.00	7,642,941.42	
2.625 T-NOTE 290215	9,640,000.00	9,186,430.48	
2.625 T-NOTE 290731	6,790,000.00	6,442,410.32	
2.75 T-BOND 420815	2,520,000.00	2,039,723.43	
2.75 T-BOND 421115	3,700,000.00	2,981,101.54	
2.75 T-BOND 470815	5,190,000.00	3,982,615.42	
2.75 T-BOND 471115	5,710,000.00	4,373,949.19	
2.75 T-NOTE 250831	4,050,000.00	3,978,976.52	
2.75 T-NOTE 270430	7,600,000.00	7,382,687.50	
2.75 T-NOTE 270731	7,650,000.00	7,416,615.25	
2.75 T-NOTE 280215	9,990,000.00	9,644,252.29	
2.75 T-NOTE 290531	7,160,000.00	6,842,414.83	
2.75 T-NOTE 320815	17,340,000.00	16,025,953.12	
2.875 T-BOND 430515	4,680,000.00	3,819,318.75	
2.875 T-BOND 450815	3,500,000.00	2,798,359.37	
2.875 T-BOND 461115	2,340,000.00	1,849,971.09	
2.875 T-BOND 490515	7,570,000.00	5,895,137.50	
2.875 T-BOND 520515	10,210,000.00	7,911,154.68	
2.875 T-NOTE 251130	3,800,000.00	3,732,015.64	
2.875 T-NOTE 280515	11,990,000.00	11,605,945.31	
2.875 T-NOTE 280815	10,310,000.00	9,963,245.72	
2.875 T-NOTE 290430	8,000,000.00	7,694,062.48	
2.875 T-NOTE 320515	17,030,000.00	15,927,041.49	
3 T-BOND 420515	2,270,000.00	1,914,957.81	
3 T-BOND 441115	3,900,000.00	3,203,941.41	
3 T-BOND 450515	2,790,000.00	2,282,514.26	
3 T-BOND 451115	2,000,000.00	1,630,000.00	

3 T-BOND 470215	5,290,000.00	4,265,475.74	
3 T-BOND 470515	3,990,000.00	3,211,482.41	
3 T-BOND 480215	5,970,000.00	4,784,395.31	
3 T-BOND 480815	7,070,000.00	5,649,095.72	
3 T-BOND 490215	7,850,000.00	6,262,061.47	
3 T-BOND 520815	9,700,000.00	7,715,857.42	
3 T-NOTE 250930	5,400,000.00	5,317,312.50	
3 T-NOTE 251031	3,300,000.00	3,247,792.97	
3.125 T-BOND 411115	1,990,000.00	1,726,480.45	
3.125 T-BOND 420215	2,200,000.00	1,899,390.63	
3.125 T-BOND 430215	3,160,000.00	2,689,332.82	
3.125 T-BOND 440815	4,780,000.00	4,014,453.11	
3.125 T-BOND 480515	7,240,000.00	5,925,063.30	
3.125 T-NOTE 250815	5,000,000.00	4,935,198.40	
3.125 T-NOTE 270831	7,300,000.00	7,152,146.45	
3.125 T-NOTE 281115	14,380,000.00	14,013,197.69	
3.125 T-NOTE 290831	5,900,000.00	5,727,609.37	
3.25 T-BOND 420515	7,200,000.00	6,287,343.76	
3.25 T-NOTE 270630	6,290,000.00	6,190,121.65	
3.25 T-NOTE 290630	6,170,000.00	6,027,921.31	
3.375 T-BOND 420815	6,370,000.00	5,651,384.37	
3.375 T-BOND 440515	5,380,000.00	4,702,981.66	
3.375 T-BOND 481115	8,120,000.00	6,935,304.66	
3.375 T-NOTE 330515	16,800,000.00	16,156,874.99	
3.5 T-BOND 390215	1,490,000.00	1,407,235.14	
3.5 T-NOTE 250915	7,900,000.00	7,823,160.17	
3.5 T-NOTE 280131	6,030,000.00	5,970,642.18	
3.5 T-NOTE 280430	6,900,000.00	6,830,730.48	
3.5 T-NOTE 300131	5,800,000.00	5,721,722.67	
3.5 T-NOTE 300430	5,600,000.00	5,521,031.26	
3.5 T-NOTE 330215	16,990,000.00	16,519,124.85	
3.625 T-BOND 430815	3,400,000.00	3,099,976.55	
3.625 T-BOND 440215	3,870,000.00	3,517,467.18	
3.625 T-BOND 530215	9,740,000.00	8,755,917.53	
3.625 T-BOND 530515	10,160,000.00	9,136,856.30	
3.625 T-NOTE 260515	7,000,000.00	6,945,859.34	

3. 625 T-NOTE 280331	6,000,000.00	5,965,312.50	
3. 625 T-NOTE 280531	6,600,000.00	6,562,617.20	
3. 625 T-NOTE 300331	5,500,000.00	5,456,923.83	
3. 75 T-BOND 410815	2,060,000.00	1,954,264.07	
3. 75 T-BOND 431115	4,330,000.00	4,013,199.62	
3. 75 T-NOTE 260415	7,000,000.00	6,959,257.83	
3. 75 T-NOTE 281231	10,260,000.00	10,254,990.24	
3. 75 T-NOTE 300531	5,600,000.00	5,591,031.26	
3. 75 T-NOTE 300630	6,250,000.00	6,241,210.93	
3. 75 T-NOTE 301231	6,660,000.00	6,645,301.18	
3. 875 T-BOND 400815	2,560,000.00	2,492,399.99	
3. 875 T-BOND 430215	6,740,000.00	6,391,678.88	
3. 875 T-BOND 430515	6,920,000.00	6,551,564.04	
3. 875 T-NOTE 260115	6,700,000.00	6,667,939.42	
3. 875 T-NOTE 271130	6,900,000.00	6,911,724.61	
3. 875 T-NOTE 271231	7,000,000.00	7,015,996.12	
3. 875 T-NOTE 290930	6,030,000.00	6,059,443.34	
3. 875 T-NOTE 291130	6,190,000.00	6,221,675.40	
3. 875 T-NOTE 291231	5,700,000.00	5,728,611.32	
3. 875 T-NOTE 330815	18,320,000.00	18,281,714.12	
4 T-BOND 421115	6,840,000.00	6,612,489.83	
4 T-BOND 521115	9,790,000.00	9,428,037.65	
4 T-NOTE 251215	7,750,000.00	7,723,510.73	
4 T-NOTE 260215	8,000,000.00	7,978,750.00	
4 T-NOTE 270115	12,300,000.00	12,321,380.84	
4 T-NOTE 280229	7,640,000.00	7,690,435.91	
4 T-NOTE 280630	8,990,000.00	9,060,936.67	
4 T-NOTE 290131	10,050,000.00	10,149,518.51	
4 T-NOTE 291031	6,600,000.00	6,672,058.60	
4 T-NOTE 300228	6,130,000.00	6,199,082.21	
4 T-NOTE 300731	5,400,000.00	5,462,437.50	
4 T-NOTE 310131	6,950,000.00	7,031,716.77	
4 T-NOTE 340215	25,150,000.00	25,344,519.64	
4. 125 T-BOND 530815	10,700,000.00	10,535,111.27	
4. 125 T-NOTE 260615	7,000,000.00	7,008,339.87	
4. 125 T-NOTE 270215	9,500,000.00	9,548,798.84	

4. 125 T-NOTE 270930	7,440,000.00	7,508,587.50	
4. 125 T-NOTE 271031	6,500,000.00	6,559,033.19	
4. 125 T-NOTE 280731	7,700,000.00	7,798,205.10	
4. 125 T-NOTE 290331	11,300,000.00	11,476,341.80	
4. 125 T-NOTE 300831	7,100,000.00	7,228,964.82	
4. 125 T-NOTE 310331	12,100,000.00	12,333,728.55	
4. 125 T-NOTE 321115	16,070,000.00	16,369,429.25	
4. 25 T-BOND 390515	1,870,000.00	1,913,170.70	
4. 25 T-BOND 401115	1,980,000.00	2,012,252.33	
4. 25 T-BOND 540215	13,340,000.00	13,429,628.09	
4. 25 T-NOTE 251015	6,000,000.00	5,992,617.18	
4. 25 T-NOTE 251231	13,580,000.00	13,578,939.13	
4. 25 T-NOTE 260131	13,390,000.00	13,398,107.24	
4. 25 T-NOTE 270315	11,800,000.00	11,908,781.25	
4. 25 T-NOTE 290228	11,330,000.00	11,568,770.91	
4. 25 T-NOTE 290630	7,350,000.00	7,511,355.43	
4. 25 T-NOTE 310228	8,180,000.00	8,396,003.12	
4. 375 T-BOND 380215	1,280,000.00	1,335,600.00	
4. 375 T-BOND 391115	2,270,000.00	2,350,691.41	
4. 375 T-BOND 400515	2,080,000.00	2,151,987.51	
4. 375 T-BOND 410515	1,960,000.00	2,017,345.30	
4. 375 T-BOND 430815	7,570,000.00	7,663,146.47	
4. 375 T-NOTE 260815	7,600,000.00	7,653,734.35	
4. 375 T-NOTE 261215	9,640,000.00	9,735,270.28	
4. 375 T-NOTE 280831	7,000,000.00	7,155,996.12	
4. 375 T-NOTE 281130	9,310,000.00	9,536,203.95	
4. 375 T-NOTE 301130	6,250,000.00	6,451,538.06	
4. 375 T-NOTE 340515	14,280,000.00	14,819,962.49	
4. 5 T-BOND 360215	1,160,000.00	1,231,140.61	
4. 5 T-BOND 380515	1,330,000.00	1,403,201.94	
4. 5 T-BOND 390815	1,880,000.00	1,972,971.86	
4. 5 T-BOND 440215	6,980,000.00	7,170,859.34	
4. 5 T-NOTE 251115	7,500,000.00	7,517,871.06	
4. 5 T-NOTE 260331	8,780,000.00	8,830,073.38	
4. 5 T-NOTE 260715	6,500,000.00	6,557,001.94	
4. 5 T-NOTE 270415	13,000,000.00	13,203,378.89	

		4. 5 T-NOTE 270515	12,500,000.00	12,703,613.25	
		4. 5 T-NOTE 290531	4,700,000.00	4,855,871.07	
		4. 5 T-NOTE 331115	19,430,000.00	20,327,499.09	
		4. 625 T-BOND 400215	2,100,000.00	2,234,900.38	
		4. 625 T-BOND 440515	3,550,000.00	3,706,421.86	
		4. 625 T-BOND 540515	7,770,000.00	8,326,647.51	
		4. 625 T-NOTE 260228	19,800,000.00	19,933,804.63	
		4. 625 T-NOTE 260315	6,000,000.00	6,043,945.32	
		4. 625 T-NOTE 260915	7,500,000.00	7,595,068.35	
		4. 625 T-NOTE 261015	6,800,000.00	6,892,835.91	
		4. 625 T-NOTE 261115	8,720,000.00	8,847,053.10	
		4. 625 T-NOTE 270615	18,100,000.00	18,481,089.88	
		4. 625 T-NOTE 280930	8,030,000.00	8,288,936.10	
		4. 625 T-NOTE 290430	14,050,000.00	14,574,954.08	
		4. 625 T-NOTE 300930	5,700,000.00	5,960,062.50	
		4. 625 T-NOTE 310430	7,800,000.00	8,182,535.15	
		4. 625 T-NOTE 310531	3,600,000.00	3,776,906.21	
		4. 75 T-BOND 410215	2,010,000.00	2,165,225.38	
		4. 75 T-BOND 431115	6,720,000.00	7,138,424.96	
		4. 75 T-BOND 531115	11,120,000.00	12,154,029.66	
		4. 875 T-NOTE 251130	8,400,000.00	8,459,718.79	
		4. 875 T-NOTE 281031	6,400,000.00	6,673,124.99	
		4. 875 T-NOTE 301031	6,100,000.00	6,465,046.87	
		5 T-BOND 370515	1,020,000.00	1,129,410.93	
		5 T-NOTE 250831	8,500,000.00	8,544,610.46	
		5 T-NOTE 250930	7,600,000.00	7,649,281.28	
		5 T-NOTE 251031	9,500,000.00	9,570,693.39	
		5. 25 T-BOND 281115	2,690,000.00	2,850,033.99	
		5. 375 T-BOND 310215	1,300,000.00	1,423,906.25	
		6 T-BOND 260215	1,200,000.00	1,235,625.00	
		6. 125 T-BOND 271115	1,160,000.00	1,242,876.55	
		6. 25 T-BOND 300515	1,150,000.00	1,296,265.62	
			2,184,370,000.00	2,022,743,597.24	
		アメリカドル合計		(298,031,041,617)	
カナダドル	国債証券	0. 25 CAN GOVT 260301	2,200,000.00	2,095,649.22	
		0. 5 CAN GOVT 250901	2,900,000.00	2,805,088.85	

0.5 CAN GOVT 301201	4,500,000.00	3,863,850.97	
1 CAN GOVT 260901	2,500,000.00	2,391,584.20	
1 CAN GOVT 270601	1,930,000.00	1,826,938.17	
1.25 CAN GOVT 270301	2,500,000.00	2,386,272.75	
1.25 CAN GOVT 300601	5,710,000.00	5,187,839.50	
1.5 CAN GOVT 260601	4,070,000.00	3,942,890.52	
1.5 CAN GOVT 310601	5,900,000.00	5,357,148.13	
1.5 CAN GOVT 311201	4,930,000.00	4,443,769.67	
1.75 CAN GOVT 531201	5,550,000.00	4,056,103.22	
2 CAN GOVT 280601	2,670,000.00	2,578,296.84	
2 CAN GOVT 320601	5,350,000.00	4,969,630.99	
2 CAN GOVT 511201	7,140,000.00	5,611,534.91	
2.25 CAN GOVT 290601	2,210,000.00	2,147,628.89	
2.25 CAN GOVT 291201	1,000,000.00	970,028.15	
2.5 CAN GOVT 321201	3,500,000.00	3,363,730.82	
2.75 CAN GOVT 270901	2,000,000.00	1,981,971.32	
2.75 CAN GOVT 330601	3,000,000.00	2,931,676.74	
2.75 CAN GOVT 481201	1,680,000.00	1,561,803.07	
2.75 CAN GOVT 551201	3,340,000.00	3,069,168.30	
2.75 CANADA GOVER 641201	1,250,000.00	1,152,536.03	
3 CAN GOVT 251001	3,000,000.00	2,978,993.76	
3 CAN GOVT 340601	4,540,000.00	4,508,975.99	
3.25 CAN GOVT 280901	2,600,000.00	2,624,488.38	
3.25 CAN GOVT 331201	3,170,000.00	3,216,787.74	
3.5 CAN GOVT 280301	2,000,000.00	2,032,192.22	
3.5 CAN GOVT 290901	2,500,000.00	2,560,476.85	
3.5 CAN GOVT 340301	2,020,000.00	2,095,856.81	
3.5 CAN GOVT 451201	1,650,000.00	1,732,367.22	
4 CAN GOVT 260501	3,200,000.00	3,230,286.91	
4 CAN GOVT 260801	3,000,000.00	3,039,467.97	
4 CAN GOVT 290301	5,060,000.00	5,277,180.45	
4 CAN GOVT 410601	1,200,000.00	1,326,721.84	
4.5 CAN GOVT 251101	2,540,000.00	2,565,974.39	
4.5 CAN GOVT 260201	5,200,000.00	5,271,517.78	
5 CAN GOVT 370601	1,330,000.00	1,590,592.56	
5.75 CAN GOVT 290601	950,000.00	1,069,826.31	

		5. 75 CAN GOVT 330601	1, 430, 000. 00	1, 721, 928. 60	
カナダドル合計			121, 220, 000. 00	115, 538, 777. 04 (12, 384, 601, 510)	
オーストラリアドル	国債証券	0. 25 AUST GOVT 251121	3, 650, 000. 00	3, 485, 969. 00	
		0. 5 AUST GOVT 260921	4, 100, 000. 00	3, 836, 165. 00	
		1 AUST GOVT 301221	4, 260, 000. 00	3, 583, 895. 40	
		1 AUST GOVT 311121	5, 310, 000. 00	4, 337, 739. 00	
		1. 25 AUST GOVT 320521	5, 070, 000. 00	4, 159, 985. 70	
		1. 5 AUST GOVT 310621	3, 740, 000. 00	3, 208, 994. 80	
		1. 75 AUST GOVT 321121	5, 090, 000. 00	4, 292, 956. 90	
		1. 75 AUST GOVT 510621	3, 490, 000. 00	1, 984, 902. 60	
		2. 25 AUST GOVT 280521	2, 900, 000. 00	2, 757, 668. 00	
		2. 5 AUST GOVT 300521	3, 940, 000. 00	3, 678, 738. 60	
		2. 75 AUST GOVT 271121	4, 390, 000. 00	4, 269, 143. 30	
		2. 75 AUST GOVT 281121	3, 040, 000. 00	2, 930, 499. 20	
		2. 75 AUST GOVT 291121	2, 980, 000. 00	2, 839, 552. 60	
		2. 75 AUST GOVT 350621	2, 220, 000. 00	1, 960, 149. 00	
		2. 75 AUST GOVT 410521	2, 620, 000. 00	2, 118, 453. 40	
		3 AUST GOVT 331121	4, 100, 000. 00	3, 776, 510. 00	
		3 AUST GOVT 470321	2, 420, 000. 00	1, 903, 378. 40	
		3. 25 AUST GOVT 290421	3, 400, 000. 00	3, 334, 108. 00	
		3. 25 AUST GOVT 390621	2, 130, 000. 00	1, 891, 461. 30	
		3. 5 AUST GOVT 341221	3, 090, 000. 00	2, 941, 680. 00	
3. 75 AUST GOVT 340521	3, 700, 000. 00	3, 612, 125. 00			
3. 75 AUST GOVT 370421	3, 150, 000. 00	3, 022, 866. 00			
4. 25 AUST GOVT 260421	2, 490, 000. 00	2, 508, 575. 40			
4. 25 AUST GOVT 351221	1, 500, 000. 00	1, 519, 230. 00			
4. 5 AUST GOVT 330421	5, 200, 000. 00	5, 391, 256. 00			
4. 75 AUST GOVT 270421	3, 050, 000. 00	3, 133, 631. 00			
4. 75 AUST GOVT 540621	1, 270, 000. 00	1, 315, 034. 20			
オーストラリアドル合計			92, 300, 000. 00	83, 794, 667. 80 (8, 123, 893, 043)	
イギリスポンド	国債証券	0. 125 GILT 260130	2, 600, 000. 00	2, 471, 370. 82	
		0. 125 GILT 280131	2, 300, 000. 00	2, 039, 467. 04	
		0. 25 GILT 310731	5, 110, 000. 00	4, 030, 900. 86	
		0. 375 GILT 261022	4, 870, 000. 00	4, 519, 895. 70	

0.375 GILT 301022	3,100,000.00	2,539,510.70	
0.5 GILT 290131	4,900,000.00	4,256,865.20	
0.5 GILT 611022	3,700,000.00	1,152,180.00	
0.625 GILT 350731	4,030,000.00	2,836,555.80	
0.625 GILT 501022	3,240,000.00	1,355,081.40	
0.875 GILT 291022	2,900,000.00	2,521,178.80	
0.875 GILT 330731	5,140,000.00	3,979,131.51	
0.875 GILT 460131	2,930,000.00	1,501,742.20	
1 GILT 320131	5,880,000.00	4,824,981.00	
1.125 GILT 390131	4,450,000.00	2,971,832.82	
1.125 GILT 731022	1,750,000.00	658,682.50	
1.25 GILT 270722	2,530,000.00	2,354,587.51	
1.25 GILT 411022	4,250,000.00	2,679,586.75	
1.25 GILT 510731	4,580,000.00	2,297,007.40	
1.5 GILT 260722	3,630,000.00	3,470,078.17	
1.5 GILT 470722	3,160,000.00	1,830,588.00	
1.5 GILT 530731	3,920,000.00	2,047,808.00	
1.625 GILT 281022	3,470,000.00	3,197,466.20	
1.625 GILT 541022	2,470,000.00	1,320,462.00	
1.625 GILT 711022	2,950,000.00	1,386,795.00	
1.75 GILT 370907	3,690,000.00	2,818,268.12	
1.75 GILT 490122	1,980,000.00	1,189,584.00	
1.75 GILT 570722	3,230,000.00	1,750,337.00	
2 GILT 250907	1,200,000.00	1,171,500.00	
2.5 GILT 650722	2,480,000.00	1,595,880.00	
3.25 GILT 330131	5,450,000.00	5,207,857.59	
3.25 GILT 440122	4,270,000.00	3,625,230.00	
3.5 GILT 251022	6,150,000.00	6,085,500.03	
3.5 GILT 450122	3,440,000.00	3,011,032.00	
3.5 GILT 680722	2,960,000.00	2,453,840.00	
3.75 GILT 270307	3,700,000.00	3,673,982.52	
3.75 GILT 380129	4,650,000.00	4,459,875.45	
3.75 GILT 520722	2,110,000.00	1,866,084.00	
3.75 GILT 531022	4,740,000.00	4,168,830.00	
4 GILT 311022	1,800,000.00	1,818,493.20	
4 GILT 600122	2,640,000.00	2,424,048.00	

		4 GILT 631022	3,080,000.00	2,819,151.72	
		4.125 GILT 270129	6,900,000.00	6,914,758.41	
		4.125 GILT 290722	2,400,000.00	2,430,379.92	
		4.25 GILT 271207	2,450,000.00	2,485,475.02	
		4.25 GILT 320607	3,690,000.00	3,807,762.66	
		4.25 GILT 340731	750,000.00	767,949.90	
		4.25 GILT 360307	2,910,000.00	2,966,977.80	
		4.25 GILT 390907	2,430,000.00	2,428,454.76	
		4.25 GILT 401207	2,420,000.00	2,401,124.00	
		4.25 GILT 461207	2,930,000.00	2,842,608.35	
		4.25 GILT 491207	2,470,000.00	2,386,422.11	
		4.25 GILT 551207	2,770,000.00	2,662,801.00	
		4.375 GILT 540731	2,560,000.00	2,505,728.00	
		4.5 GILT 280607	6,460,000.00	6,602,096.74	
		4.5 GILT 340907	4,000,000.00	4,179,200.00	
		4.5 GILT 421207	3,190,000.00	3,240,083.00	
		4.625 GILT 340131	5,420,000.00	5,715,384.58	
		4.75 GILT 301207	3,650,000.00	3,852,608.94	
		4.75 GILT 381207	2,310,000.00	2,449,477.80	
		4.75 GILT 431022	3,320,000.00	3,464,017.61	
		6 GILT 281207	1,890,000.00	2,062,782.85	
		イギリスポンド合計	210,350,000.00	178,549,342.46 (33,583,345,823)	
シンガポ ールドル	国債証券	1.25 SINGAPORGOVT 261101	700,000.00	676,896.50	
		1.625 SINGAPORGOV 310701	1,050,000.00	971,248.11	
		1.875 SINGAPORGOV 500301	1,090,000.00	886,170.00	
		1.875 SINGAPORGOV 511001	950,000.00	760,204.25	
		2.125 SINGAPORGOV 260601	1,530,000.00	1,509,804.00	
		2.25 SINGAPORGOVT 360801	1,300,000.00	1,218,100.00	
		2.375 SINGAPORGOV 390701	780,000.00	731,230.50	
		2.625 SINGAPORGOV 280501	800,000.00	794,800.00	
		2.625 SINGAPORGOV 320801	700,000.00	689,150.00	
		2.75 SINGAPORGOVT 420401	980,000.00	958,440.00	
		2.75 SINGAPORGOVT 460301	1,480,000.00	1,439,966.00	
		2.875 SINGAPORGOV 270901	1,000,000.00	1,002,300.00	
		2.875 SINGAPORGOV 280801	1,000,000.00	1,003,547.60	

		2. 875 SINGAPORGOV 290701	1,760,000.00	1,764,928.00	
		2. 875SINGAPORGOVT 300901	1,340,000.00	1,345,092.00	
		3 SINGAPORGOVT 720801	910,000.00	922,294.91	
		3. 25 SINGAPORGOVT 540601	400,000.00	425,645.40	
		3. 375 SINGAPORGOV 330901	2,630,000.00	2,736,515.00	
		3. 5 SINGAPORGOVT 270301	2,700,000.00	2,747,250.00	
		シンガポールドル合計	23,100,000.00	22,583,582.27 (2,512,649,363)	
マレーシア リング ット	国債証券	2. 632 MALAYSIAGOV 310415	6,280,000.00	5,889,140.08	
		3. 502MALAYSIAGOVT 270531	3,000,000.00	3,013,784.10	
		3. 519 MALAYSIAGOV 280420	3,500,000.00	3,514,350.00	
		3. 582 MALAYSIAGOV 320715	3,170,000.00	3,135,997.75	
		3. 733 MALAYSIAGO 280615	2,800,000.00	2,829,377.88	
		3. 757 MALAYSIAGOV 400522	3,980,000.00	3,883,164.21	
		3. 828 MALAYSIAGOV 340705	3,410,000.00	3,431,458.44	
		3. 844 MALAYSIAGOV 330415	2,400,000.00	2,412,804.48	
		3. 885 MALAYSIAGOV 290815	3,600,000.00	3,664,384.56	
		3. 892 MALAYSIAGOV 270315	4,400,000.00	4,461,808.56	
		3. 899 MALAYSIAGOV 271116	5,640,000.00	5,733,732.28	
		3. 9 MALAYSIAGOVT 261130	2,900,000.00	2,941,698.81	
		3. 906 MALAYSIAGOV 260715	2,960,000.00	2,996,870.35	
		3. 955 MALAYSIAGOV 250915	1,740,000.00	1,755,421.96	
		4. 054 MALAYSIAGOV 390418	660,000.00	671,801.79	
		4. 065 MALAYSIAGOV 500615	5,250,000.00	5,180,197.83	
		4. 232MALAYSIAGOVT 310630	2,550,000.00	2,632,242.60	
		4. 254 MALAYSIAGOV 350531	2,600,000.00	2,698,743.32	
		4. 392 MALAYSIAGOV 260415	1,940,000.00	1,976,259.57	
		4. 457 MALAYSIAGOV 530331	2,400,000.00	2,521,632.48	
		4. 498 MALAYSIAGOV 300415	4,240,000.00	4,435,070.95	
		4. 504 MALAYSIAGOV 290430	1,500,000.00	1,563,941.25	
		4. 642 MALAYSIAGOV 331107	3,750,000.00	4,005,063.75	
		4. 696 MALAYSIAGOV 421015	6,000,000.00	6,519,322.20	
4. 736 MALAYSIAGOV 460315	1,650,000.00	1,803,356.77			
4. 762 MALAYSIAGOV 370407	4,440,000.00	4,824,300.64			
4. 893 MALAYSIAGOV 380608	3,860,000.00	4,257,197.86			
4. 921 MALAYSIAGOV 480706	2,720,000.00	3,044,762.28			

		4. 935 MALAYSIAGOV 430930	2,050,000.00	2,291,233.54	
マレーシアリングット合計			95,390,000.00	98,089,120.29 (3,247,152,046)	
ニュージーランドドル	国債証券	0.25 NZ GOVT 280515	2,000,000.00	1,748,560.74	
		1.5 NZ GOVT 310515	1,870,000.00	1,589,152.32	
		1.75 NZ GOVT 410515	600,000.00	401,473.88	
		2 NZ GOVT 320515	2,300,000.00	1,974,509.84	
		2.75 NZ GOVT 370415	1,450,000.00	1,214,266.42	
		2.75 NZ GOVT 510515	1,180,000.00	838,141.98	
		3 NZ GOVT 290420	1,700,000.00	1,633,741.53	
		3.5 NZ GOVT 330414	2,850,000.00	2,703,732.01	
		4.25 NZ GOVT 340515	620,000.00	619,703.02	
		4.5 NZ GOVT 270415	1,800,000.00	1,826,970.30	
		4.5 NZ GOVT 300515	1,000,000.00	1,026,637.60	
		4.5 NZ GOVT 350515	1,200,000.00	1,218,108.24	
		5 NZ GOVT 540515	620,000.00	651,193.93	
ニュージーランドドル合計			19,190,000.00	17,446,191.81 (1,548,523,985)	
スウェーデンクローネ	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	9,450,000.00	8,446,126.50	
		0.75 SWD GOVT 280512	17,500,000.00	16,854,064.85	
		0.75 SWD GOVT 291112	12,200,000.00	11,568,711.00	
		1 SWD GOVT 261112	8,960,000.00	8,779,356.54	
		1.75 SWD GOVT 331111	11,500,000.00	11,369,086.53	
		2.25 SWD GOVT 320601	6,750,000.00	6,942,524.85	
		3.5 SWD GOVT 390330	6,470,000.00	7,651,227.90	
スウェーデンクローネ合計			72,830,000.00	71,611,098.17 (1,002,555,374)	
ノルウェークローネ	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	10,700,000.00	9,352,265.45	
		1.375 NORWE GOVT 300819	15,770,000.00	14,176,614.97	
		1.5 NORWE GOVT 260219	6,040,000.00	5,851,319.15	
		1.75 NORWE GOVT 270217	5,120,000.00	4,930,090.24	
		1.75 NORWE GOVT 290906	4,600,000.00	4,286,498.50	
		2 NORWE GOVT 280426	6,900,000.00	6,613,574.10	
		2.125 NORWE GOVT 320518	10,500,000.00	9,669,528.75	
		3 NORWE GOVT 330815	8,700,000.00	8,476,488.30	
		3.5 NORWE GOVT 421006	4,000,000.00	4,095,400.00	

		3. 625 NORWE GOVT 340413	4,100,000.00	4,193,272.54	
ノルウェークローネ合計			76,430,000.00	71,645,052.00 (976,522,058)	
デンマーククローネ	国債証券	0 DMK GOVT 311115	14,550,000.00	12,531,832.21	
		0.25 DMK GOVT 521115	9,730,000.00	5,494,462.89	
		0.5 DMK GOVT 271115	8,100,000.00	7,691,162.62	
		0.5 DMK GOVT 291115	10,550,000.00	9,724,599.65	
		1.75 DMK GOVT 251115	7,490,000.00	7,421,866.09	
		2.25 DMK GOVT 331115	6,800,000.00	6,828,173.08	
		4.5 DMK GOVT 391115	18,500,000.00	23,342,665.44	
デンマーククローネ合計			75,720,000.00	73,034,761.98 (1,576,090,163)	
メキシコペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 361120	12,350,000.00	12,898,236.26	
		5.5 MEXICAN BONOS 270304	52,000,000.00	47,371,515.88	
		5.75 MEXICAN BONO 260305	65,500,000.00	61,449,656.19	
		7 MEXICAN BONOS 260903	42,000,000.00	39,769,800.00	
		7.5 MEXICAN BONOS 270603	63,950,000.00	61,085,616.18	
		7.5 MEXICAN BONOS 330526	60,200,000.00	53,506,362.00	
		7.75 MEXICAN BONO 310529	68,050,000.00	62,875,476.63	
		7.75 MEXICAN BONO 341123	23,400,000.00	20,984,996.44	
		7.75 MEXICAN BONO 421113	57,940,000.00	48,652,713.38	
		8 MEXICAN BONOS 350524	5,000,000.00	4,430,400.00	
		8 MEXICAN BONOS 471107	47,100,000.00	40,098,316.05	
		8 MEXICAN BONOS 530731	46,270,000.00	38,936,889.33	
		8.5 MEXICAN BONOS 290301	39,420,000.00	38,082,873.60	
		8.5 MEXICAN BONOS 290531	48,650,000.00	47,172,712.58	
8.5 MEXICAN BONOS 381118	39,700,000.00	36,544,766.27			
メキシコペソ合計			671,530,000.00	613,860,330.79 (4,747,227,482)	
イスラエルシェケル	国債証券	0.5 ISRAEL FIXED 260227	5,300,000.00	5,030,760.00	
		1 ISRAEL FIXED BO 300331	6,620,000.00	5,527,700.00	
		1.3 ISRAEL FIXED 320430	4,800,000.00	3,813,120.00	
		1.5 ISRAEL FIXED 370531	4,900,000.00	3,368,995.00	
		2 ISRAEL FIXED BO 270331	7,000,000.00	6,680,450.00	
		2.25 ISRAEL FIXED 280928	5,580,000.00	5,258,313.00	
		2.8 ISRAEL FIXED 521129	3,300,000.00	2,206,875.00	

		3.75 ISRAEL FIXED 290228	4,600,000.00	4,559,980.00	
		3.75 ISRAEL FIXED 470331	4,680,000.00	3,907,332.00	
		4 ISRAEL FIXED BO 350330	1,700,000.00	1,614,405.00	
		5.5 ISRAEL FIXED 420131	3,130,000.00	3,401,527.50	
		6.25 ISRAEL FIXED 261030	5,000,000.00	5,466,000.00	
イスラエルシェケル合計			56,610,000.00	50,835,457.50 (1,977,468,795)	
ポーランド ドズロチ	国債証券	0.25 POLAND 261025	8,000,000.00	7,248,520.00	
		1.25 POLAND 301025	9,190,000.00	7,377,357.50	
		1.75 POLAND 320425	9,900,000.00	7,819,883.77	
		2.5 POLAND 260725	7,840,000.00	7,505,181.04	
		2.5 POLAND 270725	6,110,000.00	5,722,015.00	
		2.75 POLAND 280425	5,760,000.00	5,358,677.76	
		2.75 POLAND 291025	7,900,000.00	7,121,251.57	
		3.75 POLAND 270525	4,000,000.00	3,886,520.00	
		4.75 POLAND 290725	4,000,000.00	3,964,520.72	
		5.75 POLAND 290425	10,600,000.00	10,943,084.90	
		6 POLAND 331025	7,720,000.00	8,186,407.66	
		7.5 POLAND 280725	8,120,000.00	8,864,640.54	
ポーランドドズロチ合計			89,140,000.00	83,998,060.46 (3,140,989,873)	
中国元	国債証券	1.85 CHINA GOVT 270515	40,000,000.00	40,101,364.00	
		1.99 CHINA GOVT 260315	35,000,000.00	35,230,601.00	
		2.04 CHINA GOVT 270225	70,000,000.00	70,554,071.00	
		2.05 CHINA GOVT 290415	64,000,000.00	64,414,028.80	
		2.12 CHINA GOVT 310625	20,000,000.00	20,005,814.00	
		2.18 CHINA GOVT 250825	34,000,000.00	34,216,478.00	
		2.18 CHINA GOVT 260815	39,000,000.00	39,388,050.00	
		2.22 CHINA GOVT 250925	50,000,000.00	50,358,890.00	
		2.27 CHINA GOVT 340525	22,000,000.00	22,052,536.00	
		2.28 CHINA GOVT 251125	53,000,000.00	53,476,517.70	
		2.28 CHINA GOVT 310325	48,000,000.00	48,598,204.80	
		2.3 CHINA GOVT 260515	54,000,000.00	54,614,331.00	
		2.33 CHINA GOVT 251215	45,000,000.00	45,447,070.50	
		2.35 CHINA GOVT 340225	59,000,000.00	59,614,207.70	
		2.37 CHINA GOVT 270120	28,000,000.00	28,421,246.00	

2.37 CHINA GOVT 290115	58,000,000.00	59,145,540.60	
2.39 CHINA GOVT 261115	88,000,000.00	89,309,554.40	
2.4 CHINA GOVT 280715	63,000,000.00	64,242,353.70	
2.44 CHINA GOVT 271015	55,000,000.00	56,097,497.50	
2.46 CHINA GOVT 260215	86,000,000.00	87,109,864.40	
2.48 CHINA GOVT 270415	32,000,000.00	32,616,070.40	
2.48 CHINA GOVT 280925	18,000,000.00	18,418,644.00	
2.5 CHINA GOVT 270725	61,000,000.00	62,306,498.00	
2.52 CHINA GOVT 330825	74,000,000.00	75,942,270.60	
2.54 CHINA GOVT 301225	65,000,000.00	66,819,987.00	
2.55 CHINA GOVT 281015	50,000,000.00	51,301,845.00	
2.6 CHINA GOVT 300915	54,000,000.00	55,626,210.00	
2.6 CHINA GOVT 320901	37,000,000.00	38,251,029.20	
2.62 CHINA GOVT 280415	71,000,000.00	72,863,906.20	
2.62 CHINA GOVT 290925	29,000,000.00	29,942,529.00	
2.62 CHINA GOVT 300625	60,000,000.00	61,907,754.00	
2.64 CHINA GOVT 280115	41,000,000.00	42,145,281.70	
2.67 CHINA GOVT 330525	52,000,000.00	53,938,991.60	
2.67 CHINA GOVT 331125	49,000,000.00	50,895,378.80	
2.68 CHINA GOVT 300521	55,000,000.00	56,942,418.50	
2.69 CHINA GOVT 260812	34,000,000.00	34,690,244.20	
2.69 CHINA GOVT 320815	48,000,000.00	49,923,000.00	
2.74 CHINA GOVT 260804	24,000,000.00	24,509,664.00	
2.75 CHINA GOVT 290615	30,000,000.00	31,144,809.00	
2.75 CHINA GOVT 320217	30,000,000.00	31,297,665.00	
2.76 CHINA GOVT 320515	37,000,000.00	38,641,512.40	
2.79 CHINA GOVT 291215	31,000,000.00	32,287,104.50	
2.8 CHINA GOVT 290324	62,000,000.00	64,428,595.80	
2.8 CHINA GOVT 300325	45,000,000.00	46,834,807.50	
2.8 CHINA GOVT 321115	29,000,000.00	30,426,167.80	
2.85 CHINA GOVT 270604	57,000,000.00	58,773,954.00	
2.88 CHINA GOVT 330225	36,000,000.00	38,038,413.60	
2.89 CHINA GOVT 311118	27,000,000.00	28,436,121.90	
2.9 CHINA GOVT 260505	24,000,000.00	24,536,887.20	
2.91 CHINA GOVT 281014	32,000,000.00	33,310,403.20	
2.99 CHINA GOVT 251015	39,000,000.00	39,674,497.20	

		3 CHINA GOVT 531015	25,000,000.00	28,008,680.00	
		3.01 CHINA GOVT 280513	39,000,000.00	40,604,327.40	
		3.02 CHINA GOVT 251022	36,000,000.00	36,648,259.20	
		3.02 CHINA GOVT 310527	60,000,000.00	63,632,892.00	
		3.03 CHINA GOVT 260311	28,000,000.00	28,652,918.00	
		3.12 CHINA GOVT 261205	37,000,000.00	38,233,983.30	
		3.12 CHINA GOVT 521025	22,000,000.00	25,027,013.00	
		3.13 CHINA GOVT 291121	37,000,000.00	39,180,450.70	
		3.19 CHINA GOVT 530415	21,000,000.00	24,229,881.90	
		3.22 CHINA GOVT 251206	18,000,000.00	18,400,570.20	
		3.25 CHINA GOVT 260606	28,000,000.00	28,851,376.40	
		3.25 CHINA GOVT 281122	25,000,000.00	26,422,807.50	
		3.27 CHINA GOVT 301119	35,000,000.00	37,692,476.50	
		3.28 CHINA GOVT 271203	24,000,000.00	25,219,977.60	
		3.29 CHINA GOVT 290523	29,000,000.00	30,953,315.30	
		3.32 CHINA GOVT 520415	21,000,000.00	24,686,959.50	
		3.39 CHINA GOVT 500316	43,000,000.00	50,762,385.80	
		3.52 CHINA GOVT 270504	7,000,000.00	7,385,004.20	
		3.53 CHINA GOVT 511018	31,000,000.00	37,629,650.70	
		3.54 CHINA GOVT 280816	13,000,000.00	13,918,554.00	
		3.59 CHINA GOVT 270803	7,000,000.00	7,412,587.00	
		3.6 CHINA GOVT 250906	8,000,000.00	8,193,758.40	
		3.69 CHINA GOVT 280517	15,000,000.00	16,138,675.50	
		3.72 CHINA GOVT 510412	26,000,000.00	32,493,853.60	
		3.81 CHINA GOVT 500914	45,000,000.00	56,761,002.00	
		3.86 CHINA GOVT 490722	33,000,000.00	41,931,397.20	
		4.08 CHINA GOVT 481022	29,000,000.00	38,118,133.60	
		中国元合計	3,086,000,000.00	3,226,461,772.90 (66,239,260,197)	
ユーロ	国債証券	0 AUSTRIA GOVT 281020	1,790,000.00	1,616,566.00	
		0 AUSTRIA GOVT 300220	2,250,000.00	1,962,902.25	
		0 AUSTRIA GOVT 310220	2,720,000.00	2,297,095.75	
		0 AUSTRIA GOVT 401020	1,170,000.00	722,919.89	
		0 BEL GOVT 271022	1,800,000.00	1,666,395.45	
		0 BEL GOVT 311022	2,300,000.00	1,909,934.95	
		0 BUND 260815	5,930,000.00	5,663,434.64	

0 BUND 271115	3,100,000.00	2,890,254.62	
0 BUND 281115	4,400,000.00	4,027,284.08	
0 BUND 290815	4,550,000.00	4,102,695.18	
0 BUND 300215	4,820,000.00	4,302,010.74	
0 BUND 300815	6,660,000.00	5,887,376.73	
0 BUND 300815	1,550,000.00	1,370,874.25	
0 BUND 310215	5,140,000.00	4,494,657.58	
0 BUND 310815	5,400,000.00	4,670,512.65	
0 BUND 310815	1,900,000.00	1,644,171.27	
0 BUND 320215	4,690,000.00	4,009,910.13	
0 BUND 350515	3,630,000.00	2,848,846.68	
0 BUND 360515	4,270,000.00	3,255,939.05	
0 BUND 500815	7,470,000.00	3,996,325.09	
0 BUND 500815	1,160,000.00	622,370.16	
0 BUND 520815	5,550,000.00	2,834,691.94	
0 FINNISH GOVT 260915	300,000.00	284,723.34	
0 FINNISH GOVT 300915	750,000.00	642,963.30	
0 IRISH GOVT 311018	1,900,000.00	1,593,656.34	
0 ITALY GOVT 260401	3,300,000.00	3,150,213.00	
0 ITALY GOVT 260801	5,000,000.00	4,731,739.90	
0 NETH GOVT 260115	2,200,000.00	2,120,777.23	
0 NETH GOVT 270115	1,950,000.00	1,842,321.00	
0 NETH GOVT 290115	2,380,000.00	2,148,679.47	
0 NETH GOVT 300715	2,650,000.00	2,308,950.30	
0 NETH GOVT 310715	2,540,000.00	2,157,171.73	
0 NETH GOVT 380115	2,280,000.00	1,595,211.68	
0 NETH GOVT 520115	3,690,000.00	1,826,581.03	
0 O. A. T 260225	7,790,000.00	7,476,767.99	
0 O. A. T 270225	8,240,000.00	7,720,931.49	
0 O. A. T 291125	8,130,000.00	7,085,030.77	
0 O. A. T 301125	9,640,000.00	8,165,462.78	
0 O. A. T 311125	10,000,000.00	8,212,747.50	
0 O. A. T 320525	6,480,000.00	5,236,326.00	
0 OBL 251010	4,000,000.00	3,880,292.00	
0 OBL 251010	1,000,000.00	970,315.50	
0 OBL 260410	6,910,000.00	6,640,725.93	

0 OBL 261009	2,900,000.00	2,760,637.60	
0 SPAIN GOVT 260131	3,000,000.00	2,882,137.50	
0 SPAIN GOVT 270131	9,400,000.00	8,816,001.50	
0 SPAIN GOVT 280131	5,320,000.00	4,865,394.65	
0.1 BEL GOVT 300622	3,020,000.00	2,625,732.56	
0.1 SPAIN GOVT 310430	4,360,000.00	3,659,773.10	
0.125 FINNISH GOV 310915	1,070,000.00	900,095.66	
0.125 FINNISH GOV 360415	1,120,000.00	817,060.72	
0.125 FINNISH GOV 520415	750,000.00	357,981.15	
0.2 IRISH GOVT 270515	500,000.00	470,633.60	
0.2 IRISH GOVT 301018	1,380,000.00	1,206,972.44	
0.25 AUSTRIA GOVT 361020	1,490,000.00	1,088,219.63	
0.25 BUND 280815	4,640,000.00	4,314,371.75	
0.25 BUND 290215	4,850,000.00	4,470,420.81	
0.25 FINNISH GOVT 400915	940,000.00	611,385.40	
0.25 ITALY GOVT 280315	3,760,000.00	3,425,346.84	
0.25 NETH GOVT 290715	2,950,000.00	2,668,302.28	
0.25 O.A.T 261125	7,360,000.00	6,979,710.48	
0.35 BEL GOVT 320622	2,940,000.00	2,458,276.20	
0.35 IRISH GOVT 321018	800,000.00	672,640.00	
0.4 BEL GOVT 400622	1,660,000.00	1,092,589.59	
0.4 IRISH GOVT 350515	1,020,000.00	804,530.10	
0.45 ITALY GOVT 290215	2,300,000.00	2,055,988.40	
0.5 AUSTRIA GOVT 270420	2,100,000.00	1,993,813.50	
0.5 AUSTRIA GOVT 290220	2,050,000.00	1,878,506.73	
0.5 BUND 260215	6,660,000.00	6,466,460.40	
0.5 BUND 270815	5,120,000.00	4,873,693.44	
0.5 BUND 280215	4,280,000.00	4,046,289.53	
0.5 FINNISH GOVT 260415	1,670,000.00	1,613,885.16	
0.5 FINNISH GOVT 270915	700,000.00	660,546.18	
0.5 FINNISH GOVT 280915	1,480,000.00	1,368,460.46	
0.5 FINNISH GOVT 290915	1,350,000.00	1,220,373.22	
0.5 FINNISH GOVT 430415	780,000.00	501,165.98	
0.5 ITALY GOVT 260201	2,450,000.00	2,365,628.12	
0.5 ITALY GOVT 280715	2,400,000.00	2,188,113.60	
0.5 NETH GOVT 260715	3,970,000.00	3,827,977.69	

0. 5 NETH GOVT 320715	2, 300, 000. 00	1, 983, 751. 79	
0. 5 NETH GOVT 400115	2, 630, 000. 00	1, 907, 361. 13	
0. 5 O. A. T 260525	10, 240, 000. 00	9, 863, 219. 20	
0. 5 O. A. T 290525	10, 330, 000. 00	9, 351, 232. 50	
0. 5 O. A. T 400525	4, 680, 000. 00	3, 116, 086. 74	
0. 5 O. A. T 440625	3, 890, 000. 00	2, 322, 380. 57	
0. 5 O. A. T 720525	2, 310, 000. 00	874, 539. 31	
0. 5 SPAIN GOVT 300430	4, 580, 000. 00	4, 057, 908. 62	
0. 5 SPAIN GOVT 311031	4, 340, 000. 00	3, 698, 070. 60	
0. 55 IRISH GOVT 410422	600, 000. 00	416, 139. 90	
0. 6 ITALY GOVT 310801	3, 100, 000. 00	2, 587, 478. 42	
0. 6 SPAIN GOVT 291031	3, 680, 000. 00	3, 315, 740. 72	
0. 65 BEL GOVT 710622	1, 090, 000. 00	473, 863. 87	
0. 7 AUSTRIA GOVT 710420	680, 000. 00	317, 495. 71	
0. 7 SPAIN GOVT 320430	3, 800, 000. 00	3, 245, 471. 70	
0. 75 AUSTRIA GOVT 261020	2, 480, 000. 00	2, 388, 677. 72	
0. 75 AUSTRIA GOVT 280220	2, 940, 000. 00	2, 772, 543. 48	
0. 75 AUSTRIA GOVT 510320	1, 570, 000. 00	928, 999. 61	
0. 75 FINNISH GOVT 310415	1, 050, 000. 00	933, 441. 72	
0. 75 NETH GOVT 270715	2, 570, 000. 00	2, 455, 862. 11	
0. 75 NETH GOVT 280715	3, 020, 000. 00	2, 843, 489. 30	
0. 75 O. A. T 280225	10, 200, 000. 00	9, 570, 688. 05	
0. 75 O. A. T 280525	9, 750, 000. 00	9, 108, 693. 75	
0. 75 O. A. T 281125	10, 340, 000. 00	9, 567, 705. 40	
0. 75 O. A. T 520525	5, 560, 000. 00	2, 951, 987. 48	
0. 75 O. A. T 530525	5, 390, 000. 00	2, 789, 833. 65	
0. 8 BEL GOVT 270622	2, 880, 000. 00	2, 750, 090. 40	
0. 8 BEL GOVT 280622	1, 540, 000. 00	1, 449, 449. 15	
0. 8 SPAIN GOVT 270730	4, 670, 000. 00	4, 432, 810. 70	
0. 8 SPAIN GOVT 290730	4, 130, 000. 00	3, 776, 751. 31	
0. 85 AUSTRIA GOVT 200630	830, 000. 00	390, 869. 18	
0. 85 ITALY GOVT 270115	3, 060, 000. 00	2, 921, 369. 76	
0. 85 SPAIN GOVT 370730	2, 470, 000. 00	1, 838, 843. 37	
0. 875 FINNISH GOV 250915	630, 000. 00	617, 125. 50	
0. 9 AUSTRIA GOVT 320220	2, 120, 000. 00	1, 870, 810. 96	
0. 9 BEL GOVT 290622	3, 090, 000. 00	2, 869, 143. 79	

0. 9 IRISH GOVT 280515	1, 640, 000. 00	1, 554, 287. 86	
0. 9 ITALY GOVT 310401	4, 230, 000. 00	3, 641, 538. 93	
0. 95 ITALY GOVT 270915	4, 000, 000. 00	3, 778, 975. 00	
0. 95 ITALY GOVT 300801	2, 940, 000. 00	2, 585, 662. 38	
0. 95 ITALY GOVT 311201	4, 330, 000. 00	3, 673, 983. 35	
0. 95 ITALY GOVT 320601	2, 800, 000. 00	2, 341, 385. 20	
0. 95 ITALY GOVT 370301	3, 020, 000. 00	2, 175, 595. 92	
1 BEL GOVT 260622	2, 760, 000. 00	2, 683, 971. 41	
1 BEL GOVT 310622	3, 430, 000. 00	3, 090, 865. 61	
1 BUND 250815	5, 580, 000. 00	5, 483, 131. 20	
1 BUND 380515	4, 160, 000. 00	3, 475, 480. 32	
1 IRISH GOVT 260515	1, 850, 000. 00	1, 800, 948. 17	
1 O. A. T 251125	6, 580, 000. 00	6, 433, 792. 40	
1 O. A. T 270525	7, 540, 000. 00	7, 220, 318. 09	
1 SPAIN GOVT 420730	2, 070, 000. 00	1, 390, 437. 11	
1 SPAIN GOVT 501031	3, 650, 000. 00	2, 056, 108. 87	
1. 1 IRISH GOVT 290515	1, 610, 000. 00	1, 517, 490. 20	
1. 1 ITALY GOVT 270401	3, 300, 000. 00	3, 157, 060. 43	
1. 125 FINNISH GOV 340415	730, 000. 00	630, 847. 75	
1. 2 AUSTRIA GOVT 251020	2, 710, 000. 00	2, 661, 186. 12	
1. 2 ITALY GOVT 250815	2, 100, 000. 00	2, 061, 013. 03	
1. 2 SPAIN GOVT 401031	3, 400, 000. 00	2, 453, 095. 74	
1. 25 BEL GOVT 330422	1, 770, 000. 00	1, 575, 500. 01	
1. 25 BUND 480815	6, 260, 000. 00	4, 890, 534. 16	
1. 25 ITALY GOVT 261201	4, 080, 000. 00	3, 940, 302. 14	
1. 25 O. A. T 340525	9, 110, 000. 00	7, 826, 073. 04	
1. 25 O. A. T 360525	7, 890, 000. 00	6, 493, 738. 26	
1. 25 O. A. T 380525	4, 620, 000. 00	3, 633, 551. 46	
1. 25 SPAIN GOVT 301031	4, 930, 000. 00	4, 517, 494. 57	
1. 3 IRISH GOVT 330515	860, 000. 00	777, 809. 80	
1. 3 OBL 271015	5, 750, 000. 00	5, 598, 234. 50	
1. 3 OBL 271015	800, 000. 00	779, 043. 20	
1. 3 SPAIN GOVT 261031	4, 750, 000. 00	4, 617, 088. 76	
1. 35 IRISH GOVT 310318	1, 070, 000. 00	1, 000, 102. 25	
1. 35 ITALY GOVT 300401	3, 610, 000. 00	3, 281, 039. 47	
1. 375 FINNISH GOV 270415	800, 000. 00	777, 665. 00	

1. 375 FINNISH GOV 470415	990,000.00	728,149.97	
1. 4 BEL GOVT 530622	2,040,000.00	1,311,708.78	
1. 4 SPAIN GOVT 280430	4,660,000.00	4,464,221.75	
1. 4 SPAIN GOVT 280730	4,240,000.00	4,050,364.38	
1. 45 BEL GOVT 370622	1,220,000.00	1,019,358.80	
1. 45 ITALY GOVT 360301	2,440,000.00	1,924,600.02	
1. 45 SPAIN GOVT 271031	4,330,000.00	4,178,544.69	
1. 45 SPAIN GOVT 290430	4,280,000.00	4,059,594.25	
1. 45 SPAIN GOVT 711031	1,300,000.00	662,682.80	
1. 5 AUSTRIA GOVT 470220	1,810,000.00	1,355,747.92	
1. 5 AUSTRIA GOVT 861102	460,000.00	287,410.30	
1. 5 FINNISH GOVT 320915	750,000.00	687,000.00	
1. 5 IRISH GOVT 500515	1,460,000.00	1,081,281.47	
1. 5 ITALY GOVT 450430	2,080,000.00	1,349,899.20	
1. 5 O. A. T 310525	11,340,000.00	10,506,521.34	
1. 5 O. A. T 500525	5,880,000.00	3,986,704.68	
1. 5 SPAIN GOVT 270430	8,090,000.00	7,859,523.99	
1. 6 BEL GOVT 470622	1,800,000.00	1,317,936.60	
1. 6 ITALY GOVT 260601	4,120,000.00	4,030,616.60	
1. 65 ITALY GOVT 301201	3,870,000.00	3,524,420.61	
1. 65 ITALY GOVT 320301	4,450,000.00	3,957,233.70	
1. 7 BEL GOVT 500622	1,840,000.00	1,326,431.62	
1. 7 BUND 320815	3,930,000.00	3,806,996.89	
1. 7 IRISH GOVT 370515	1,190,000.00	1,050,343.08	
1. 7 ITALY GOVT 510901	2,900,000.00	1,801,567.00	
1. 75 O. A. T 390625	5,830,000.00	4,857,426.28	
1. 75 O. A. T 660525	2,970,000.00	1,919,715.93	
1. 8 BUND 530815	5,030,000.00	4,342,857.94	
1. 8 BUND 530815	1,300,000.00	1,124,409.00	
1. 8 ITALY GOVT 410301	2,950,000.00	2,174,654.45	
1. 85 AUSTRIA GOVT 490523	1,130,000.00	897,197.14	
1. 85 SPAIN GOVT 350730	5,000,000.00	4,418,895.00	
1. 9 BEL GOVT 380622	1,360,000.00	1,182,216.72	
1. 9 SPAIN GOVT 521031	3,170,000.00	2,194,326.30	
1. 95 SPAIN GOVT 260430	3,520,000.00	3,476,831.24	
1. 95 SPAIN GOVT 300730	4,690,000.00	4,500,183.97	

2 AUSTRIA GOVT 260715	1,000,000.00	990,175.00	
2 IRISH GOVT 450218	1,970,000.00	1,689,040.57	
2 ITALY GOVT 251201	3,530,000.00	3,489,211.73	
2 ITALY GOVT 280201	3,880,000.00	3,770,331.80	
2 NETH GOVT 540115	2,030,000.00	1,749,251.00	
2 O. A. T 321125	8,150,000.00	7,659,810.10	
2 O. A. T 480525	4,970,000.00	3,860,136.87	
2.05 ITALY GOVT 270801	2,650,000.00	2,591,687.33	
2.1 AUSTRIA GOVT 170920	950,000.00	743,806.28	
2.1 BUND 291115	4,460,000.00	4,450,422.15	
2.1 ITALY GOVT 260715	2,350,000.00	2,317,913.10	
2.1 OBL 290412	4,560,000.00	4,549,990.80	
2.1 OBL 290412	900,000.00	898,402.23	
2.15 BEL GOVT 660622	1,530,000.00	1,152,878.33	
2.15 ITALY GOVT 520901	1,550,000.00	1,048,816.80	
2.15 ITALY GOVT 720301	1,410,000.00	872,714.91	
2.15 SPAIN GOVT 251031	4,000,000.00	3,967,244.00	
2.2 BUND 340215	5,650,000.00	5,644,460.17	
2.2 ITALY GOVT 270601	3,380,000.00	3,324,992.19	
2.2 OBL 280413	4,250,000.00	4,253,528.35	
2.25 BEL GOVT 570622	1,300,000.00	1,013,443.60	
2.25 ITALY GOVT 360901	3,170,000.00	2,718,159.29	
2.3 BUND 330215	6,190,000.00	6,256,016.35	
2.3 BUND 330215	1,670,000.00	1,688,667.26	
2.35 SPAIN GOVT 330730	4,090,000.00	3,898,931.56	
2.4 AUSTRIA GOVT 340523	1,690,000.00	1,640,204.15	
2.4 BUND 301115	3,380,000.00	3,429,395.32	
2.4 IRISH GOVT 300515	1,490,000.00	1,488,251.85	
2.4 OBL 281019	4,820,000.00	4,864,819.73	
2.45 ITALY GOVT 330901	3,420,000.00	3,150,046.57	
2.45 ITALY GOVT 500901	2,750,000.00	2,029,440.87	
2.5 BUND 440704	5,360,000.00	5,370,644.96	
2.5 BUND 460815	5,660,000.00	5,671,586.02	
2.5 BUND 540815	2,640,000.00	2,656,427.39	
2.5 ITALY GOVT 251115	2,330,000.00	2,318,242.23	
2.5 ITALY GOVT 321201	3,500,000.00	3,271,992.43	

2.5 NETH GOVT 300115	1,900,000.00	1,912,748.43	
2.5 NETH GOVT 330115	2,750,000.00	2,759,188.30	
2.5 NETH GOVT 330715	1,910,000.00	1,911,373.29	
2.5 NETH GOVT 340715	1,500,000.00	1,494,745.50	
2.5 O.A.T 260924	8,300,000.00	8,276,809.80	
2.5 O.A.T 270924	2,800,000.00	2,791,031.34	
2.5 O.A.T 300525	10,570,000.00	10,479,499.76	
2.5 O.A.T 430525	3,230,000.00	2,855,871.09	
2.5 SCHATS 260319	4,500,000.00	4,497,901.87	
2.5 SPAIN GOVT 270531	2,200,000.00	2,191,941.10	
2.55 SPAIN GOVT 321031	4,360,000.00	4,254,438.95	
2.6 BUND 330815	5,310,000.00	5,490,401.94	
2.6 BUND 340815	1,500,000.00	1,547,962.50	
2.6 BUND 410515	400,000.00	405,881.68	
2.6 IRISH GOVT 341018	850,000.00	846,711.44	
2.625 FINNISH GOV 420704	940,000.00	891,208.12	
2.65 ITALY GOVT 271201	2,800,000.00	2,782,861.17	
2.7 BEL GOVT 291022	800,000.00	807,324.00	
2.7 ITALY GOVT 470301	3,300,000.00	2,641,567.50	
2.7 SPAIN GOVT 481031	3,370,000.00	2,880,369.90	
2.75 BEL GOVT 390422	1,350,000.00	1,295,667.36	
2.75 FINNISH GOVT 280704	1,110,000.00	1,122,695.62	
2.75 FINNISH GOVT 380415	680,000.00	663,416.77	
2.75 NETH GOVT 470115	3,320,000.00	3,351,755.80	
2.75 O.A.T 271025	10,320,000.00	10,365,717.60	
2.75 O.A.T 290225	8,700,000.00	8,736,096.30	
2.75 O.A.T 300225	1,950,000.00	1,954,970.55	
2.8 ITALY GOVT 281201	3,680,000.00	3,660,634.00	
2.8 ITALY GOVT 290615	3,200,000.00	3,165,081.50	
2.8 ITALY GOVT 670301	1,510,000.00	1,125,067.58	
2.8 SPAIN GOVT 260531	3,500,000.00	3,504,945.85	
2.85 BEL GOVT 341022	2,350,000.00	2,351,795.40	
2.875 FINNISH GOV 290415	600,000.00	609,452.58	
2.9 AUSTRIA GOVT 290523	700,000.00	713,476.05	
2.9 AUSTRIA GOVT 330220	2,710,000.00	2,748,864.64	
2.9 AUSTRIA GOVT 340220	1,470,000.00	1,487,154.90	

2.9 SCHATS 260618	2,500,000.00	2,519,718.75	
2.9 SPAIN GOVT 461031	3,540,000.00	3,174,519.78	
2.95 FINNISH GOVT 550415	670,000.00	658,707.98	
2.95 ITALY GOVT 270215	4,030,000.00	4,038,998.18	
2.95 ITALY GOVT 380901	2,730,000.00	2,459,508.18	
3 BEL GOVT 330622	2,750,000.00	2,806,641.20	
3 BEL GOVT 340622	2,050,000.00	2,086,594.55	
3 FINNISH GOVT 330915	1,720,000.00	1,758,139.62	
3 FINNISH GOVT 340915	700,000.00	713,105.68	
3 IRISH GOVT 431018	690,000.00	697,348.15	
3 ITALY GOVT 290801	5,420,000.00	5,410,527.95	
3 O. A. T 330525	6,680,000.00	6,753,071.84	
3 O. A. T 341125	1,050,000.00	1,052,077.42	
3 O. A. T 490625	1,280,000.00	1,199,656.32	
3 O. A. T 540525	4,370,000.00	3,983,737.88	
3.1 ITALY GOVT 400301	2,310,000.00	2,082,003.00	
3.1 SCHATS 251212	4,000,000.00	4,022,351.60	
3.15 AUSTRIA GOVT 440620	1,500,000.00	1,520,978.24	
3.15 AUSTRIA GOVT 531020	750,000.00	759,371.62	
3.15 SPAIN GOVT 330430	4,400,000.00	4,471,016.00	
3.2 AUSTRIA GOVT 390715	700,000.00	716,276.82	
3.2 ITALY GOVT 260128	4,450,000.00	4,463,495.51	
3.25 BUND 420704	3,390,000.00	3,762,628.80	
3.25 ITALY GOVT 380301	2,220,000.00	2,076,229.91	
3.25 ITALY GOVT 460901	2,740,000.00	2,413,157.73	
3.25 NETH GOVT 440115	1,330,000.00	1,433,466.02	
3.25 O. A. T 450525	5,300,000.00	5,229,674.30	
3.25 O. A. T 550525	2,330,000.00	2,218,818.21	
3.25 SPAIN GOVT 340430	3,710,000.00	3,774,476.09	
3.3 BEL GOVT 540622	1,690,000.00	1,657,641.57	
3.35 ITALY GOVT 290701	2,100,000.00	2,126,432.49	
3.35 ITALY GOVT 350301	3,110,000.00	3,030,071.04	
3.4 ITALY GOVT 280401	3,000,000.00	3,051,224.70	
3.45 AUSTRIA GOVT 301020	910,000.00	955,146.92	
3.45 BEL GOVT 430622	770,000.00	792,734.25	
3.45 ITALY GOVT 310715	600,000.00	604,893.90	

3. 45 ITALY GOVT 480301	3, 470, 000. 00	3, 133, 930. 50	
3. 45 SPAIN GOVT 341031	1, 850, 000. 00	1, 908, 279. 07	
3. 45 SPAIN GOVT 430730	2, 460, 000. 00	2, 418, 081. 60	
3. 45 SPAIN GOVT 660730	2, 800, 000. 00	2, 620, 237. 20	
3. 5 BEL GOVT 550622	1, 180, 000. 00	1, 195, 535. 99	
3. 5 ITALY GOVT 260115	2, 500, 000. 00	2, 518, 111. 25	
3. 5 ITALY GOVT 300301	4, 470, 000. 00	4, 561, 071. 78	
3. 5 ITALY GOVT 310215	2, 590, 000. 00	2, 624, 149. 15	
3. 5 O. A. T 260425	6, 690, 000. 00	6, 780, 562. 53	
3. 5 O. A. T 331125	8, 080, 000. 00	8, 467, 759. 20	
3. 5 SPAIN GOVT 290531	3, 380, 000. 00	3, 506, 675. 64	
3. 55 SPAIN GOVT 331031	4, 120, 000. 00	4, 302, 401. 45	
3. 6 ITALY GOVT 250929	2, 000, 000. 00	2, 011, 703. 40	
3. 7 ITALY GOVT 300615	2, 350, 000. 00	2, 412, 262. 07	
3. 75 BEL GOVT 450622	1, 840, 000. 00	1, 971, 839. 68	
3. 75 NETH GOVT 420115	3, 240, 000. 00	3, 696, 592. 78	
3. 8 AUSTRIA GOVT 620126	1, 050, 000. 00	1, 224, 570. 06	
3. 8 ITALY GOVT 260415	2, 700, 000. 00	2, 738, 878. 65	
3. 8 ITALY GOVT 280801	3, 090, 000. 00	3, 187, 464. 78	
3. 85 ITALY GOVT 260915	2, 800, 000. 00	2, 856, 164. 91	
3. 85 ITALY GOVT 291215	3, 890, 000. 00	4, 029, 045. 71	
3. 85 ITALY GOVT 340701	2, 420, 000. 00	2, 467, 454. 26	
3. 85 ITALY GOVT 490901	2, 700, 000. 00	2, 577, 646. 11	
3. 9 SPAIN GOVT 390730	2, 390, 000. 00	2, 524, 189. 41	
4 BEL GOVT 320328	1, 620, 000. 00	1, 768, 128. 75	
4 BUND 370104	4, 830, 000. 00	5, 669, 313. 93	
4 ITALY GOVT 301115	3, 840, 000. 00	4, 003, 789. 82	
4 ITALY GOVT 311030	1, 650, 000. 00	1, 724, 943. 33	
4 ITALY GOVT 350430	2, 150, 000. 00	2, 220, 486. 03	
4 ITALY GOVT 370201	5, 550, 000. 00	5, 697, 829. 80	
4 NETH GOVT 370115	3, 160, 000. 00	3, 605, 806. 48	
4 O. A. T 381025	4, 510, 000. 00	4, 934, 751. 80	
4 O. A. T 550425	3, 330, 000. 00	3, 649, 963. 05	
4 O. A. T 600425	3, 670, 000. 00	4, 070, 798. 86	
4 SPAIN GOVT 541031	1, 300, 000. 00	1, 355, 520. 66	
4. 05 ITALY GOVT 371030	1, 100, 000. 00	1, 125, 918. 75	

4. 1 ITALY GOVT 290201	3, 530, 000. 00	3, 689, 342. 43	
4. 15 AUSTRIA GOVT 370315	2, 540, 000. 00	2, 865, 323. 20	
4. 15 ITALY GOVT 391001	2, 130, 000. 00	2, 172, 046. 20	
4. 2 ITALY GOVT 340301	3, 430, 000. 00	3, 602, 826. 02	
4. 2 SPAIN GOVT 370131	4, 260, 000. 00	4, 681, 893. 36	
4. 25 BEL GOVT 410328	2, 650, 000. 00	3, 013, 858. 78	
4. 25 BUND 390704	3, 810, 000. 00	4, 662, 811. 35	
4. 35 ITALY GOVT 331101	3, 710, 000. 00	3, 946, 929. 50	
4. 4 ITALY GOVT 330501	3, 800, 000. 00	4, 065, 278. 00	
4. 45 ITALY GOVT 430901	1, 940, 000. 00	2, 027, 211. 72	
4. 5 BEL GOVT 260328	1, 610, 000. 00	1, 657, 657. 93	
4. 5 ITALY GOVT 260301	3, 740, 000. 00	3, 828, 820. 13	
4. 5 ITALY GOVT 531001	2, 470, 000. 00	2, 578, 205. 76	
4. 5 O. A. T 410425	6, 320, 000. 00	7, 326, 567. 44	
4. 7 SPAIN GOVT 410730	3, 450, 000. 00	3, 992, 443. 50	
4. 75 BUND 280704	2, 340, 000. 00	2, 565, 116. 65	
4. 75 BUND 340704	4, 490, 000. 00	5, 487, 181. 85	
4. 75 BUND 400704	3, 610, 000. 00	4, 690, 761. 80	
4. 75 ITALY GOVT 280901	3, 930, 000. 00	4, 198, 301. 10	
4. 75 ITALY GOVT 440901	3, 480, 000. 00	3, 790, 311. 60	
4. 75 O. A. T 350425	5, 130, 000. 00	5, 950, 297. 26	
4. 85 AUSTRIA GOVT 260315	1, 370, 000. 00	1, 415, 090. 12	
4. 9 SPAIN GOVT 400730	3, 570, 000. 00	4, 199, 254. 26	
5 BEL GOVT 350328	3, 280, 000. 00	3, 904, 097. 73	
5 ITALY GOVT 340801	4, 650, 000. 00	5, 195, 491. 50	
5 ITALY GOVT 390801	5, 170, 000. 00	5, 776, 537. 67	
5 ITALY GOVT 400901	3, 950, 000. 00	4, 409, 552. 87	
5. 15 SPAIN GOVT 281031	3, 250, 000. 00	3, 574, 891. 77	
5. 15 SPAIN GOVT 441031	2, 640, 000. 00	3, 241, 537. 20	
5. 25 ITALY GOVT 291101	5, 160, 000. 00	5, 705, 670. 00	
5. 5 BEL GOVT 280328	4, 910, 000. 00	5, 421, 388. 77	
5. 5 BUND 310104	3, 650, 000. 00	4, 371, 796. 61	
5. 5 NETH GOVT 280115	2, 180, 000. 00	2, 402, 281. 52	
5. 5 O. A. T 290425	6, 800, 000. 00	7, 641, 942. 00	
5. 625 BUND 280104	3, 460, 000. 00	3, 844, 916. 35	
5. 75 ITALY GOVT 330201	4, 920, 000. 00	5, 735, 980. 52	

	5.75 O.A.T 321025	6,200,000.00	7,509,458.60	
	5.75 SPAIN GOVT 320730	4,490,000.00	5,409,756.29	
	5.9 SPAIN GOVT 260730	4,650,000.00	4,931,908.11	
	6 ITALY GOVT 310501	5,600,000.00	6,531,006.72	
	6 O.A.T 251025	760,000.00	787,795.86	
	6 SPAIN GOVT 290131	4,230,000.00	4,829,859.26	
	6.25 AUSTRIA GOVT 270715	1,630,000.00	1,802,423.03	
	6.25 BUND 300104	1,700,000.00	2,051,646.19	
	6.5 BUND 270704	2,680,000.00	2,995,120.56	
	6.5 ITALY GOVT 271101	4,970,000.00	5,526,305.02	
	7.25 ITALY GOVT 261101	2,300,000.00	2,517,846.80	
ユーロ合計		1,263,480,000.00	1,190,981,481.64 (191,795,657,803)	
	合計		630,886,979,132 (630,886,979,132)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 269 銘柄	100.00%	47.24%
カナダドル	国債証券 39 銘柄	100.00%	1.96%
オーストラリアドル	国債証券 27 銘柄	100.00%	1.29%
イギリスポンド	国債証券 61 銘柄	100.00%	5.32%
シンガポールドル	国債証券 19 銘柄	100.00%	0.40%
マレーシアリングgit	国債証券 29 銘柄	100.00%	0.51%
ニュージーランドドル	国債証券 13 銘柄	100.00%	0.25%
スウェーデンクローネ	国債証券 7 銘柄	100.00%	0.16%
ノルウェークローネ	国債証券 10 銘柄	100.00%	0.15%
デンマーククローネ	国債証券 7 銘柄	100.00%	0.25%
メキシコペソ	国債証券 15 銘柄	100.00%	0.75%
イスラエルシェケル	国債証券 12 銘柄	100.00%	0.31%
ポーランドズロチ	国債証券 12 銘柄	100.00%	0.50%
中国元	国債証券 78 銘柄	100.00%	10.50%
ユーロ	国債証券 378 銘柄	100.00%	30.40%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【三菱UFJ 外国債券オープン】

【純資産額計算書】

2024年8月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,085,799,925
II 負債総額	1,015,932
III 純資産総額 (I - II)	2,084,783,993
IV 発行済口数	1,386,667,679口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.5034
(10,000口当たり)	(15,034)

(参考)

外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2024年8月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	646,573,932,675
II 負債総額	2,861,667,654
III 純資産総額 (I - II)	643,712,265,021
IV 発行済口数	244,445,003,731口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	2.6334
(10,000口当たり)	(26,334)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2024年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議

を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年8月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	826	36,181,337
追加型公社債投資信託	16	1,516,173
単位型株式投資信託	92	396,293
単位型公社債投資信託	46	102,306
合計	980	38,196,110

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)		第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,733,041	※2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	※2	688,142	※2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	181,551	※1	2,936,036
器具備品	※1	730,357	※1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357
投資その他の資産				
投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	807,066	※1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636
固定資産合計		24,252,782		29,337,461
資産合計		107,005,691		121,799,022

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	507,559	807,451
未払金		
未払収益分配金	114,094	105,550
未払償還金	7,418	43,553
未払手数料	※2 6,139,595	※2 7,523,485
その他未払金	※2 955,697	※2 885,002
未払費用	※2 5,778,896	※2 8,611,140
未払消費税等	439,657	623,219
未払法人税等	2,375,281	2,235,007
賞与引当金	849,840	1,182,242
役員賞与引当金	154,872	175,992
その他	5,517	12,303
流動負債合計	17,328,431	22,204,949
固定負債		
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
役員退職慰労引当金	75,667	30,105
時効後支払損引当金	254,296	250,350
資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		84,121,445		98,635,342
投資顧問料		2,750,601		3,117,320
その他営業収益		10,412		148,442
営業収益合計		86,882,459		101,901,104
営業費用				
支払手数料	※4	31,461,274	※4	34,494,219
広告宣伝費		798,894		593,586
公告費		375		1,017
調査費				
調査費		2,849,042		3,537,103
委託調査費		19,236,505		27,296,058
事務委託費		1,751,807		1,861,577
営業雑経費				
通信費		113,480		137,737
印刷費		367,379		390,143
協会費		58,128		68,869
諸会費		18,447		20,108
事務機器関連費		2,238,382		2,531,009
その他営業雑経費		-		139,012
営業費用合計		58,893,717		71,070,444
一般管理費				
給料				
役員報酬		416,461		400,592
給料・手当		6,565,766		7,202,711
賞与引当金繰入		849,840		1,182,242
役員賞与引当金繰入		154,872		175,992
福利厚生費		1,279,885		1,424,215
交際費		8,942		10,054
旅費交通費		75,274		108,782
租税公課		403,955		397,138
不動産賃借料		719,707		728,550
退職給付費用		388,176		381,449
固定資産減価償却費		2,418,341		2,469,755
諸経費		444,313		490,104
一般管理費合計		13,725,534		14,971,590
営業利益		14,263,207		15,859,070

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		47,353		54,618
受取利息	※4	10,279	※4	12,836
投資有価証券償還益		609,102		204,527
収益分配金等時効完成分		94,351		17,722
受取賃貸料	※4	65,808	※4	162,111
その他		36,894		44,734
営業外収益合計		863,788		496,550
営業外費用				
投資有価証券償還損		32,995		234,700
時効後支払損引当金繰入		31,951		-
事務過誤費		2,680		10,822
賃貸関連費用		14,262		108,773
その他		32,394		25,903
営業外費用合計		114,284		380,199
経常利益		15,012,711		15,975,421
特別利益				
投資有価証券売却益		387,113		464,927
固定資産売却益		-	※1	16,229
資産除去債務履行差額		-		87,050
特別利益合計		387,113		568,207
特別損失				
投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	※3	32,791	※3	20,246
固定資産売却損		-	※2	65,427
減損損失	※5	315,350		-
企業結合関連費用		-	※6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	※4	4,860,444	※4	4,542,085
法人税等調整額		△271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133
当期変動額					
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039	△5,171,039	△5,171,039
当期純利益			10,537,601	10,537,601	10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969,087	6,969,087	6,969,087
当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	94,310,221

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
建物	1,006,606 千円	498,805 千円
器具備品	1,985,072 千円	1,643,689 千円
投資不動産	163,978 千円	211,090 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
預金	40,165,058 千円	39,776,992 千円
未収収益	15,046 千円	12,312 千円
未払手数料	790,279 千円	886,173 千円
その他未払金	77,007 千円	105,407 千円
未払費用	277,358 千円	599,493 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	16,229 千円
計	-	16,229 千円

※2. 固定資産売却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	65,427 千円
計	-	65,427 千円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	1,047 千円	15,825 千円
器具備品	29,762 千円	3,986 千円
ソフトウェア	1,981 千円	434 千円
計	32,791 千円	20,246 千円

※4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
支払手数料	4,893,312 千円	5,006,309 千円
受取利息	10,236 千円	12,747 千円
受取賃貸料	68,168 千円	152,876 千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200 千円	132,303 千円

※5. 減損損失

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区 (本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350 千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当事業年度については、該当事項はありません。

※6. 企業結合関連費用

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

前事業年度については、該当事項はありません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 1株当たり配当額 28,713円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 24,440円
- ④ 基準日 2023年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2023年6月29日

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 1株当たり配当額 24,440円
- ③ 基準日 2023年3月31日
- ④ 効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 45,747,620千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 216,218円
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年6月27日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
1 年内	962,809 千円	681,212 千円
1 年超	1,532,728 千円	851,515 千円
合計	2,495,537 千円	1,532,728 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	—
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	—
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	—
資産計	24,002,056	24,002,056	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載していません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,733,041	—	—	—
金銭の信託	10,400,000	—	—	—
未収委託者報酬	16,753,855	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	—
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	—

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	—
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	—
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	—
資産計	24,303,855	24,303,855	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	—	—	—
金銭の信託	10,500,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064,747	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	1,579,691	—	1,579,691
金銭の信託	—	10,400,000	—	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	—	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	—	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	15,283	—	15,283
金銭の信託	—	10,500,500	—	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	—	13,788,071
資産計	2,014,968	22,288,887	—	24,303,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939,577	7,241,136	△301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	△301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円)を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	17,240	—	14,120
債券	—	—	—
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 31,651 千円（その他有価証券のその他 31,651 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,723,521 千円	3,582,778 千円
勤務費用	196,190	182,947
利息費用	25,925	39,626
数理計算上の差異の 発生額	△186,130	△79,379
退職給付の支払額	△176,727	△300,286
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	—	226,499
退職給付債務の期末残高	3,582,778	3,652,185

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,583,927 千円	2,425,752 千円
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 発生額	△103,934	227,699
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△100,694	△204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	△2,425,752	△2,492,542
	42,442	△242,114
非積立型制度の退職給付債務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	△223,319	△157,957
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	△118,832	△47,573
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	△46,453	△43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	△6,532	△29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.066～1.13%	1.39～1.41%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 152,084 千円、当事業年度 164,524 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	—
資産除去債務	—	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	△36,386	△14,567
その他有価証券評価差額金	△296,702	△855,135
その他	△1,199	△5,308
繰延税金負債 合計	△334,288	△875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）及び第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

当社は、2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2) 企業結合日

2023 年 10 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
期首残高	—	—
有形固定資産の取得に伴う増加	—	1,420,750 千円
時の経過による調整額	—	7,835 千円
期末残高	—	1,428,586 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に伴う支払(注 1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2)	4,893,312 千円	未払手数料	790,279 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注 3)	463,416 千円	未払費用	253,093 千円

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額(注 4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注 3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354,007 千円	未払手数料	1,028,586 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,493,449 千円	未払手数料	1,449,414 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1株当たり純資産額	415,979.76円	454,898.22円
1株当たり当期純利益金額	48,881.17円	49,804.10円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

三菱UFJ 外国債券オープン

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ 外国債券オープン

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））に連動する投資成果を目指して運用を行います。

運用方法

（1）投資対象

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債、短期金融商品に直接投資することもできます。

（2）投資態度

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））に連動する投資成果を目指して運用を行います。

また、公社債、短期金融商品に直接投資することもできます。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りま

す。なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

運用制限

- （1）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- （2）デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- （3）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- （4）投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （5）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- （6）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （7）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- （8）外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ①分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

②分配対象収益等についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱UFJ 外国債券オープン』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金32億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第1項、第52条第2項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については32億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除く)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに第49条に規定する委託者の指定する口座管理機関または保護預り会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し10万口以上1万口単位をもって取得申込みに応じることができます。なお、2006年5月10日以降は、委託者は取得申込みに応じません。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ③ 前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する第一種金融商品取引業者もしくは登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第49条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第14条 （削除）

（記名式の受益証券の再交付）

第15条 （削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第16条 （削除）

（受益証券の再交付の費用）

第17条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類等）

第17条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条までに定めるものに限ります。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲)

第18条 委託者は、信託金を、主として三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された外国債券インデックスマザーファンド受益証券(以下「親投資信託」といいます。)ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 資産の流動化に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券

14. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定める

ものをいい、有価証券に係るものに限りません。)

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 第4項、第5項、第6項、第21条第1項および第21条第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市

場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限りません。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第33条 (削除)

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(一括登録)

第35条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第36条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第37条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎年8月11日から翌年8月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2001年8月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」

といたします。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

なお、信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託者の負担とします。

(信託報酬等の額)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の75の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第47条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため委託者(第49条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、

なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、第51条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第49条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第49条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第50条 受益者が、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第48条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第51条 受益者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位（ただし1万口を上回らない。）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に帰属する受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行

うものとしします。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.07%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第52条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとしします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第54条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第55条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条の2 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分

配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第48条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 2006年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第17条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第25条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第25条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2000年8月18日

(付表)

(1) 約款第20条に規定する「金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式」とは、次のものをいいます。

1. 日本証券業協会に登録（登録予定を含みます。）されている株式
2. 米国店頭市場（NASDAQ）において取引されている株式

 **MUFG** 三菱UFJアセットマネジメント